

6 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年6月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
 例月出納検査の結果
日程第 4 陳情の受理報告
日程第 5 村長行政報告
日程第 6 一般質問
日程第 7 報告第1号 平成28年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について
日程第 8 報告第2号 平成28年度天栄村事故繰越しの報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第6まで

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君

住民福祉課	熊田典子君	参事兼産業課長	揚妻浩之君
建設課長	内山晴路君	会計管理者	森廣志君
湯支所本長	星裕治君	天保育所栄長	兼子弘幸君
学校教育課	櫻井幸治君	生涯学習課	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	伊藤栄一	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成29年6月天栄村議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成29年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより本会議を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 大須賀 溪 仁 君

4番 服 部 晃 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る5月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成29年6月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月6日より9日までの4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君から報告がありましたとおり、本日より6月9日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました諸般の報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の受理報告

○議長（廣瀬和吉君） 次に、陳情の件であります。本日までに受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。なお、これらにつきましては、所管総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長より平成29年6月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成29年天栄村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告2件、議案8件をご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、4月の村行政組織の改編により、原子力災害対策室を廃止し、その業務を建設課に移管したところであります。

今後も、仮置場における除染土壌等の適切な管理を行い、早期に中間貯蔵施設に搬出できるよう事業を進めて参ります。

次に、消防防災関係であります。4月に村と神田産業株式会社との間で、災害時における物資の供給協力に関する協定を締結したところであります。これにより、災害時において神田産業株式会社が所有する物資を優先的に受けることができ、避難所の環境の向上が図られるところであります。

また、住民の生命財産を守る設備として、今年度予定していた小型動力ポンプ付積載車購入事業も先般入札を行い、本会議にご提案申し上げ、早期導入を図って参ります。

次に、「自然とともに人・未来を創造する村 てんえい」を将来像とした第5次総合計画の初年度がスタートし、2カ月ほど経過しましたが、各事業についてはおおむね順調に進捗しており、地方創生総合戦略の推進に関しましても、5月末に地方創生総合戦略有識者会議を開催し、平成29年度の事業内容の説明等を行ったところであります。

また、定住・二地域居住推進につきましては、県の事業もあわせまして、新規就農者支援センターの活動や農業体験ツアーなどの実施について、現在、準備を進めているところであり、受け入れ体制の整備も進めつつ、今後は、関東方面での交流フェアなど、村を積極的にPRするなどして、呼び込みを強化して参ります。

次に、情報化につきましては、本年7月から社会保障・税番号制度の自治体間の接続がスタートするに当たり、行政系ネットワークのセキュリティー確保を図るため、本年3月中旬より役場内の行政系ネットワークとインターネット回線を分離し、特定個人情報の漏えい防止等に対策を講じたところであります。

次に、新たな試みとしまして、子供たちの生き抜く力を育む環境整備や、誰もが夢を持てる生涯学習社会を目指し、こども未来応援事業を開始しました。5月中旬に各小・中学校や村内へチラシを配布し、6月中旬までの締め切りとして、現在、チャレンジする児童・生徒を募集しているところであります。その後につきましては、応募の内容を確認し、選考を経て、実施のための支援を行うなど、子供たちのチャレンジの実現に向け、関係者の方々にご協力いただきながら取り組んで参りたいと考えております。

次に、ふるさと納税事業に関しましては、4月の寄附が106件の申し込みで177万5,000円となっており、昨年度の同時期と比較しますと、件数で63件、金額で79万5,000円の増となっております。今後もさらに多くの方々に応援していただけるよう制度周知に工夫を凝らしながら、寄附金の確保とともに村産品等のPRにも努めて参ります。

また、湯本地区の今後の地域振興のあり方を検討する湯モ旅事業では、名称を湯本塾と変

更し、5月12日と6月2日に実行委員会を開催し、少子化対策等への取り組みについて協議検討を行いました。

次に、放射線に対する健康管理としまして、バッジ式積算線量計による外部被曝測定を、昨年と同じく7月から2カ月間、また、ホールボディカウンター車による内部被曝検査は、7月19日から4日間実施する予定であります。

これらの検査結果につきましては、県の専門家による評価をいただいた上で、受検者にお知らせすることとしております。

次に、健康づくり事業につきましては、住民総合健診を5月17日から21日の5日間、村民の利便性を考慮し、土曜日、日曜日を含めて実施いたしました。

昨年度に引き続き、がん検診、特定健診等を無料で実施し、ピロリ菌や尿酸値検査等、検査項目を増やして内容を充実させて参りましたところ、受診者数は昨年度より若干多い694名となりました。

なお、住民総合健診の期間内に受診できなかった方につきましては、7月1日から医療機関で実施する施設健診を受診していただくよう勧奨して参ります。

また、健康チャレンジポイント事業につきましては、各種健診の受診やウォーキング、健康教室への参加、献血等をポイントの対象として、目標達成者には村商品券とあわせて、県内協力店において特典を受けられるふくしま健民カードを県と連携して発行する予定であります。

本事業につきましては、4月からの参加者募集により、既に250名の申し込みをいただいているところですが、今後も参加者の拡大に努め、村民自身が健康増進への意欲を高められるよう支援を図って参ります。

また、減塩対策として、昨年度に引き続き、住民総合健診終了後に食生活改善推進員による適塩みそ汁の提供と栄養士からのアドバイスを約500名の方に実施し、食生活の改善に役立てていただいております。

さらに、昨年度から開始しましたフッ化物洗口事業につきましては、今年度におきましても、全ての幼稚園、小・中学校において4月から順次進められ、子供たちがおいしく、楽しい健康的な食生活が送られるよう、継続して虫歯予防対策を推進しているところです。

今後も、各種健診の結果に基づく保健指導や早期受診の勧奨、さらには、さまざまな健康づくり事業を展開しながら、村民一人一人の健康づくりをサポートして参ります。

次に、福祉関係につきましては、このたび村独自のご当地体操として「天の川体操」が完成し、3月29日に文化の森てんえいにおいて完成披露を行ったところであります。この体操は、村民の方々からのアイデアや意見等を歌詞や曲調に盛り込み、また、英語の村てんえいにふさわしく全編英語の歌詞で、体操の動きも介護予防を意識しながら、介護予防バージョ

ン、座ってバージョン、ダンスバージョンと3世代で楽しめる体操であります。

先般行われた牧本小学校の運動会で、児童たちによる「天の川体操」が取り入れられ、また、湯本地区合同大運動会においても、役場職員等による発表が行われたところであります。今後は、体操教室や村の各種福祉事業の場で行うなど、幅広い普及を図り、この体操を紹介したDVDの配布や貸し出しのほか、インターネットでの動画配信も行う予定であります。

高齢者福祉では、3月28日に下松本の大須賀正代さん、3月30日に飯豊の熊田タマノさんが100歳の誕生日を迎えられました。お二人には、県や村、社会福祉協議会から賀寿や祝い金、記念品等が贈呈され、家族や親族等とともに健康と長寿のお祝いをしたところであります。

また、湯本地区における高齢者世帯巡回事業におきましては、4月より週3回、ひとり暮らし高齢者世帯を巡回し、安否確認等を実施しているところであります。

次に、介護保険制度の改正に伴い、昨年3月から要支援1、要支援2の方の訪問介護サービス事業及び通所介護サービス事業が市町村主体の総合事業へ移行したことから、村では、県内でも他の市町村に先駆け、昨年度より理学療法士による短期集中型の元気アップ事業を実施しているところであります。

また、介護予防事業といたしましては、湯ったりミニデイサービス事業、いきいきサロン事業、水中ウォーキング事業を昨年に引き続き開催することとしております。今年度も、さまざまな介護予防事業を展開し、高齢者の心身の健康増進を図り、健康長寿の村づくりを進めて参りたいと考えております。

次に、子育て支援では、3月27日に健康保健センターで子宝祝金贈呈式を行いました。この制度は、村の少子化対策の一貫として第2子以降のお子様をもうけた方に贈呈しており、今回は第2子5組、第3子1組、第5子1組の計7組の方に祝い金と記念品を贈呈しました。出席された村の将来を担う子供たちが健やかに成長されるよう願うものであります。

また、健康保健センターに開設しているわんぱく広場につきましては、昨年度は延べ924組2,111名の親子が参加されました。今年度も週5回開催し、子育て中の親子の交流の場として利用していただいているところであります。

また、乳児期の子育てをサポートするぴよぴよくらぶや、幼児期の親子を対象にしたなかよしくらぶにつきましては、内容をさらに充実させることで、親子の触れ合いの時間を増やし、また、保護者の子育て中の不安解消を促すなど、参加者の方々にも大変喜ばれているところであり、今後も子育て支援策をさらに充実させ、子供を産み、育てやすい環境の整備に努めて参ります。

次に、税務関係では、昨年度より主要4税目全てにおいてコンビニでの税納付が可能となり、納付者の利便性の向上が図られました。その成果もあり、昨年同時期より収納率が

1.6%上昇しているところであります。

また、村税の滞納者対策としましては、全職員体制による村税等特別滞納整理対策本部を設置し、4月から5月末の出納閉鎖までの間に、滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、滞納整理の推進に努めたところであります。

税の公平性の観点からも、適正な収税を実施して参りますとともに、高額滞納者や悪質な滞納者に対しては、債権並びに資産等の差し押さえ等の滞納処分を実施し、滞納額の圧縮に努めているところであります。

次に、国土調査につきましては、昨年度、広土第23地区の高林地区の調査が終了し、認証に向けての取りまとめを行っております。

また、昨年度より実施している湯本第24地区の湯本地区、野仲、関場周辺の調査については、本年度、一筆地測量及び成果の閲覧を行う予定であります。

今年度は、新規地区として、広戸第25地区として沖内地区の調査を開始することとしており、現在準備を進めているところです。

次に、農業振興につきましては、まず平成29年産米の生産調整の状況は、本村への主食用米の配分数量である3,363トン、面積換算で641ヘクタールの達成に向け、飼料用米など非主食用米への作付転換を重点的に推進して参りましたが、先月末に配分数量が達成される見込みとなったところであります。

このことは、需給バランスの改善や県産米の価格水準の維持向上に寄与するとともに、生産調整が廃止される来年以降の取り組みにもつながるものと考えているところであります。

放射性物質対策では、安心・安全な米の生産・出荷のため、本年度も塩化カリを配布し、農業用ため池における放射性物質の除去を3カ所実施することとしております。

繰越事業として実施している道の駅季の里天栄周辺整備測量設計につきましては、測量業務が完了し、現在、用地の造成設計及び施設や駐車場の配置など、基本計画を策定しているところであります。これらが整い次第、議員の皆様にご説明申し上げ、ご意見を頂戴するとともに、道の駅に関係する方々で組織する検討委員会を設置し、最終的な計画を決定して参りたいと考えております。

同じく繰越事業である道の駅羽鳥湖高原トイレ新築工事につきましては、8月の完成を目指し、鋭意工事を進めております。

次に、農業委員会につきましては、法改正により、市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命することとなったことに伴い、本定例会において新委員の選任に同意をいただきたく、議案を上程しております。

次に、観光振興につきましては、5月28日に35回目となる二岐山の山開きを開催いたしました。多くの登山愛好者が訪れ、登山を楽しむとともに豚汁のふるまいや、昨年全国で93番

目となる国民保養温泉地に指定された二岐・岩瀬湯本温泉の無料入浴などを楽しんでいただいたところでもあります。

また、平成31年9月28日から10月6日までの9日間、羽鳥湖高原においてオートキャンプの世界大会が開催されることが正式決定となり、先般、日本オートキャンプ協会の明瀬会長とともに内堀知事へ報告して参りました。

大会には、国内外から約1,500人の参加が見込まれており、大会を通じ、福島県の復興と本村の観光資源の魅力を国内外に発信し、観光客の増加につなげるべく、大会の成功に向け、県を初め、関係機関、団体とともに支援をして参りたいと考えております。

次に、原発事故に伴う放射性物質の除染作業につきましては、本村の除染実施計画に基づく除染作業が、昨年度の3月で予定箇所の全てが完了したところでもあります。今後は除染事業により仮置きした除去土壌の搬出等に移行することとなり、今年度においても中間貯蔵施設への一定量の輸送を計画しているところでもあります。しかし、中間貯蔵施設への整備においては、各市町村が求める土壌量を補えるまでには至っていないことから、引き続き中間貯蔵施設への早期搬出が実施できるよう、今後も国・県へ求めて参ります。

次に、仮置場の管理につきましては、昨年度3月に沢邸仮置場の原形復旧及び用地の引き渡し完了し、現在13カ所の仮置場が設置されておりますが、上部シート未設置の仮置場については、順次上部シートの設置をすべく準備しているところでもあります。

また、復興庁において、除染事業で実施していない道路側溝を対象として、側溝堆積物撤去・処理支援事業を新たに創設したことから、本村においてもこの事業の採択を受けて、現在、発注に向けて準備を進めているところでもあります。

次に、建設土木関係につきましては、工事の早期発注を目指し、特定防衛施設調整交付金事業により戸ノ内・丸山線道路改良工事の実設計画を4月に発注したところでもあります。

また、社会資本整備総合交付金事業につきましては、4月に交付決定を受け、道路改良、橋梁補修、のり面補修、舗装補修など、道路整備と防災力の向上に向けて、各地区の工事着手に向け準備を進めているところでもあります。

さらに、単独事業につきましても、道路再生事業や道路環境整備事業に着手し、道路整備と安全確保に努めているところでもあります。

上水道事業につきましては、石綿管の更新事業としまして、現在、本年度分の更新に向けて準備を進めており、湯本・野仲簡易水道事業につきましても、管路舗装復旧工事等の設計準備を行っているところでもあります。

次に、教育関係につきましては、新たに19名の先生方を迎えるとともに、平成29年度入学式を4月6日に挙行し、小学校3校に計42名、中学校2校に計55名の新1年生が入学し、新学期が始まり、幼稚園においては湯本幼稚園が新設され、4月10日に開園式並びに入園式を

挙行し、天栄幼稚園を含め計46名の新入園児が幼稚園生活を始めるとともに、今年度の天栄の教育がスタートいたしました。

また、4月11日には、村内の全教職員を対象に村教育方針説明会を開催し、国や県の教育動向を踏まえ、今年度の基本目標、「心身を鍛え、自ら学ぶ意欲的に満ちた人材の育成～学校・家庭・地域が一体となって次世代につなぐ天栄の教育～」のもと、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを通して、事業展開にご理解をいただいたところであります。

5月11日には、中体連岩瀬支部陸上競技大会が開催され、天栄中においては、男子2・3年1500メートルと四種競技、女子共通200メートル、共通800メートル、2・3年1500メートル、共通走り高跳び、四種競技と共通4掛ける100メートルにおいて見事優勝し、県大会出場を果たしております。

なお、このほかの種目においても、女子の部は、湯本中学校の女子共通砲丸投げでの入賞を含め、数多くのすばらしい成績をおさめており、今後の活躍が期待されるところであります。

次に、恒例の小学校運動会は、5月21日に広戸、大里、牧本の各小学校で、翌21日には湯本小学校で開催されました。各校とも保護者、地域の協力のもと、児童が全力で競技種目に取り組む姿を見ることができ、特に湯本小学校では、地区を挙げての合同大運動会により、子供たちと地域との交流が図られたところであります。

5月24日には、「つなぐ教育推進委員会」が開催され、幼・小・中の連携を図り、幼稚園と小・中9年間を見通した天栄の教育と、これからの学校と地域の目指すべき連携協働の姿を求め、共通理解を図ったところであります。

次に、今年で11年目となる放課後子ども教室につきましては、大里小学校で40名、牧本小学校で44名、計84名の児童が参加し、放課後、安全管理員や活動指導員のもと、学習や運動を行い、また、学年の枠を超えた子供同士の交流を図りながら過ごしております。今後も子供たちの安全に配慮しながら、また、広戸小学校の放課後児童クラブとのより一層の連携を図りながら実施して参ります。

また、5年目を迎えた学校支援地域本部事業につきましても、地域の方々のご協力により、今年も各小学校において、読み聞かせや田植えの体験活動を実施したところです。今後も地域とともにある学校、子供も大人も学び合い育て合う体制の構築、そして、学校を核とした地域づくりのあり方を求め、学校を支援できる体制の整備に努めて参ります。

さらに、高齢者を対象とした寿大学やパッチワーク教室などの各種教室も開講し、生涯学習の推進に努めているところです。

また、湯本地区においては、体力アップ講座の3B体操、ヨガ、バドミントン教室などを開講し、社会教育に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告2件、議案8件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 平成28年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてであります。これは3月定例会で議決いただいた一般会計の繰越明許費に係る繰越額が確定しましたので、報告するものであります。

報告第2号 平成28年度天栄村事故繰越しの報告についてであります。これは大雪により、年度内に完了できなかった湯本スキー場運営事業84万3,000円を事故繰越として、平成29年度に繰り越したため報告するものであります。

議案第1号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。現農業委員会委員の任期が7月19日に任期満了することに伴い、新たな農業委員会委員を選任するに当たり、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。天栄村振興公社の株式会社化に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。繁忙期等における料金を指定管理者が規定の範囲内で設定できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります。消防団へ貸与する小型ポンプ付積載車購入に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。新たに完成する湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 平成29年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,046万6,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,096万6,000円とするものであります。

議案第8号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,834万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億382万6,000円とするものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

平成29年6月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言の順序は、最初に4番、服部晃君、次に2番、円谷要君、次に1番、北畠正君の順序によって行います。

なお、質問者は質問席で一般質問を行います。また、質問は一問一答方式とし、質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出ておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 服 部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

4番、服部晃君。

[4番 服部 晃君質問席登壇]

○4番（服部 晃君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

1、指定管理者制度について。

天栄村振興公社も民営化になってはや2カ月になります。天栄村にとって大変重要な施設を委託していくわけでありますが、これらの施設の運営について、今まで厳しい経営状況にありました。今後の事業計画についてどのような考えなのかお伺いします。

1、季の里天栄の拡充計画について、現在までの進捗状況はどのようになっているか。

2、スキーリゾート天栄の圧雪車の問題は今後どのように対処するのか。

3、2019年9月、10月に開催されるオートキャンプ世界大会の開催に当たり、どのような事業展開を考えているのか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、季の里天栄拡充計画の進捗状況であります。昨年10月に整備予定地の測量に着手し、現在、完了した測量の成果に基づき、用地の造成設計や国道との取りつけ、建物、駐車場の配置や規模の検討など、基本となる全体計画を取りまとめているところであります。それらが調い次第、議員の皆様にご説明申し上げ、ご意見を頂戴した上で、農業や商工業の代

表者、有識者などで構成する検討委員会において最終的な計画を決定し、各種許認可の手続を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、スキーリゾート天栄の圧雪車につきましては、大雪のため延期していた車両の引き上げ作業を5月1日に実施し、専門業者が損傷箇所を目視点検いたしました。その結果、車両を支えるフレームのゆがみ、キャタピラーや車輪の切断、車両後部の圧雪作業機の損傷などが確認され、その修理費用は1,000万円を超える見込みであること、また、現在の車両は導入から21年が経過し、経年劣化も進んでいることから、再使用するには車両を分解して詳細に点検し、不具合箇所を修理する必要があるとの報告を受けたところでありました。

こうしたことから、圧雪作業を適切に実施し、利用者に満足いただけるスキー場運営を続けるためには、新たな圧雪車の導入が必要であると判断し、購入費用を計上した補正予算を本定例会に上程した次第であります。

どうぞこうした状況をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、オートキャンプ世界大会につきましては、2019年9月28日から10月6日までの9日間にわたり、羽鳥湖高原地域を会場に開催されることとなりました。

大会において、どのような事業が展開されるのか、現時点では決定しておらず、具体的にお答えすることはできかねますが、福島県の安全・安心を世界各国から参加される方々に実感していただき、風評の払拭や本村観光地の活性化、国内外からの誘客促進につながる大会となるよう、近く設立される世界大会実行委員会や国・県等、関係機関と協議を重ねながら、事業内容を決定して参りたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すみません、前、村長が話したときは、山まで買う予定でいるという話だったんですけども、田んぼも山も買う予定なんですか。それまで入っていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

整備予定地につきましては、山林と、それから水田ということで、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 山林と田んぼで、総額でどのぐらいの金額を予定していますか。これ、発表できますか。できれば発表してもらいたいですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

買収費用につきましては、現在、地権者の方々との交渉中でありまして、その金額につきましては、ちょっとお答えすることは差し控えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） いや、発表できないのはわかりますけれども、おおよそですよ、おおよそ。一反歩何歩で、何歩と言っているわけではなくて、おおよそ総額でどのぐらいかかるかというのを聞いているんですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

対象地の面積につきましては、ほぼ確定をしているところでございますが、地目ごとの単価につきましては、これからまた土地の鑑定ですとかそういったものを実施した中で、地権者の皆様と交渉して参りたいというふうに思っておりますので、公表につきましてはちょっと控えたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 結局はあれでしょう、その金額が漏れるとまずいということでしょう。買収してから発表した場合、どのぐらいの金額が出るんだか発表してもらえばいいことだし、あとは無理は言いません、私からは。

あと、次は、今の道の駅ありますね。あれの売り場面積は何坪ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在の売り場面積でございますが、110.9平方メートルで、坪に直しますと約33.5坪となっております。それから、食堂部分でございますが、49.5平方メートルで、約15坪ということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、村長に伺います。これ、売り場面積は広くするという気持ちはあるんですか。

あと、今の、私も買い物に行くんですけども、とにかく買いづらいです。羽鳥湖高原のほうが見やすく、物すごく買いやすいと思います。あれでは、もっとも、もっと売上げが増えるような、私、小売業をやっていますから、そのような、ディスプレイも悪いし、真ん中に柱があるのがどうも見えない状態で、それはコンサルさんとか入れて、売り場面積を変えるとか何かって、やるつもりはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、やっぱり面積が狭いと。これは生産者からも、あとは中を利用されているお客様からも言われているものですから、そういったところもやっぱり改善すべく、駐車場の整備、中の拡張も、あとは食堂のほうも手狭で、今やっているそばとか、その食数ぐらい、それ以上はできないということなものですから、そこも含めて拡張の考えはございます。

今後は、さまざまな方々からご意見を頂戴しながら、その面積についても決めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は、そのそば、レストランのほうも、そばは決してまずくはないんですけども、お客さんの対応が悪いんですよ。

ということは、俺はそれを専門店に任せて、テナントでも募集して、そば屋さんならそば屋さんに任せて、そして私らは、地代を払っているから、家賃を払っているから、自分で責任を持って売らなくちゃいけないという人とは違うんですよ。だから、季の里の社員とはまた売り方が全然違うと思うし、おいしさを追求していくのもあると思うんです。だから、テナントでもつくって、レストランはレストラン部門でテナントをつくって、そして売り場面積をもっと大きくして、見やすいように買いやすいようにすれば、もっと売り上げが今の倍以上になるような気がするんですけども、そういう考えはございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。議会議員の皆様のご意見を頂戴しながら、そしてあと、生産者、ここにかかわる方々を含めて、有識者のご意見を聞きながら、この店舗づくりと申しますか、それを進めるというようなことでございますので、ここはご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それはわかりました。でも、その委員会というのは、どういう人選で、何人ぐらいで委員会を立ち上げるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

人数につきましては、今のところ15名程度ということで考えております。その委員につき

ましては、農業の代表者、生産者の代表、それから商業、観光業の代表の方、それから指定管理者、それから許認可関係がございますので、県の機関の代表の方というようなことを想定しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、私もいろんな会議に出ていますけれども、15人は多過ぎて、ばらばらになっちゃいますよ。これは8名で十分だと思いますけれども、いや、今決める必要はないと思うんですけれども、やっぱり余り意見が多過ぎると今度まとまらなくなっちゃうと思うんですけれども、もう数は、人数は決まっているんですか、今。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今の段階で15名程度というふうな考えを持っているところでございまして、決して決定をしているという状況ではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、道の駅季の里は、夢と希望のある場所ですから、これはよく検討しながら、十分に検討しながら、村長の意見だけじゃなくて、みんなの意見を踏まえながら事業を進めていってもらいたいと思います。

では、次にスキー場の問題に入ります。

これは補正予算で3,200万計上しているんですけれども、これは圧雪車の3,200万と出ているということは、物があるということでしょう。物は確認したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

書類の提出をいただいておりますだけでございまして、現物を直接確認はまだしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、圧雪車って走行距離も何もないですよ。中古としても、何キロ走ったって、何キロ、何十キロも、1万キロなんか走らないでしょうね。そうやってどういう、製造年月日を見て、何年の古いとって、これ、中古ですよ、当然。中古で、それがどんなものか分からないし、この3,200万円の予算を計上しているということは、その物がどんなものか見てこないうちは、値段を決定できないと思うんですけれども。あと、メーカーの名前がわかれば。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回の中古物件を探して、ご提案をいただきました専門の業者につきましては、全国的にも取引実績が豊富な、業界のいわゆる大手と呼ばれる事業者でございまして、信頼できる業者であるということから、現物の確認はまだしてはおりませんが、間違いのない物件をご提案いただいているものと思っているところでございます。その車種、メーカーにつきましても、ちょっと今の段階では把握はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、課長、3,200万円といたしますけれども、これ家1軒ですよ。いや、天栄村の予算からすれば何%だかはわからないですけれども、これはちょっと、それを慎重に見て、物が確かだか何か確かめて、予算を補正予算に組むというのが当たり前だと思うんですけども、それでどうですかという話になるんで、メーカーもわからない、あれではどうしようもないと思うんですけども。

そして、何でこれ6月定例会で、12月オープンなんだもの、9月で間に合うんじゃないですか。どこかに売れてしまうとしようがないからですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現物の確認をした上でというのは、確かに議員おっしゃるとおりだというふうに思っておりますが、今回ご提案いただいている業者につきましては、湯本スキー場のリフトも設置した事業者でございまして、それから二十数年間、適切にメンテナンスも実施していただいているという業者で、村との付き合いも長いというふうなことでございますので、書類だけのご提案ではございますが、物件とすれば間違いのないものをご提案いただいているものというふうに、信頼はしているというふうなところでございます。

それから、6月に上程をさせていただいた理由でございまして、まさに議員おっしゃるとおり、中古物件の程度のいいものについては、ほかからの引き合いも多いというふうなことも伺っておりまして、9月に上程したのでは間に合わなくなるというような可能性があるというふうなことから、この6月に補正予算のほうを上程させていただいたというような理由でございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そういうふうに、一番最初にそういう説明すれば、こちらは納得するんですよ。わからないとか、不安になるようなことを言うからそういうふうになっちゃうんですよ。

それと、オペレーター、圧雪車を運転するオペレーターを確保してあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理者である株式会社天栄村振興公社から、正規社員2名をオペレーターとして充てるというような報告をいただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そのオペレーターって、どこかで経験しているんですね。3,200万円の圧雪車を預けるんですから、間違いない人なんですか。どういう、何歳ぐらいで、名前を公表することはないですけども、どのぐらい、圧雪車のオペレーターを何年やっていた、何歳ですというのがわかれば、名前だけは結構です。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

2名のうち1名につきましては、年齢が50代前半の方でございます。この方につきましては、圧雪車の作業は何年もやっております、十分安全な作業ができるものと思われまして、もう一名の方につきましては、30代後半の方でございます、2名体制でございますが、1名が、そのベテランの方が運転をして、もう一名は安全確認とか、そういう助手的な役割を果たすということでございますので、この方につきましても、これから経験を積んでいただいて、行く行くは圧雪車の運転もしていただくようになるというふうに報告をいただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それでは、もうメーカーも安心しましたし、オペレーターも間違いない人だということで安心はしたんですけども、これ私らが、民間の人が民間の銀行から借りるのには、事業計画書、試算表を出せと言われるんですね。もうスキー人口の減少でもありますし、雪不足もありますよね。そうすると、年間営業日数が何日で、利用者数が何人という、その事業計画ってあるでしょう。事業計画というのは出ているんですか。試算表までは出すことはないですけども、この3,200万円を使ってどのぐらいの、何年で償却するかというのは、やっぱりその事業計画がなければ、普通の民間企業でも銀行から借り入れするのには、金は出ないですよ。その辺はいかがですか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前11時01分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。
○4番（服部 晃君） これ、産業課長、ちょっと説明してもらえますか。
○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

- 参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。お時間をいただき、本当にありがとうございました。

お配りをいたしました資料につきましては、株式会社天栄村振興公社が策定をいたしました中期5カ年計画というものの抜粋でございます。スキー場部分のみ抜粋をさせていただいております。

1番の定性目標ということで、これからの集客対策等についての記載がなされております。読み上げますと、スキー場は現在、スノーボーダーと、それからファミリー層が中心であるということから、ターゲットを絞り込んで活発なプロモーション活動を行って、集客と収入の大幅増加を目指すというものでございます。そのターゲットが低学年までの子供がいるファミリー層、それからスキー、スノーボードの上級者層と、この2層に絞込むというものでございます。

具体的な対策でございますが、まずファミリー層に関しましては、保育園や幼稚園、小学校、児童クラブなどへの営業を展開していくというものでございます。それから、上級者層につきましては、スポーツ店等への売り込みを中心に行っていくというものでございます。

その次のホームページのパンフレットの全面リニューアル、それから週末等におけるスキー教室を常開催するという内容等につきましては、これは2つの層共通した営業になってございます。

2番目の定量目標でございますが、これは数値目標でございます。5年後の目標を、入り込み数につきましては現在の倍以上となる1万3,000人、収入につきましても倍以上の2,200万円の目標としているところでございます。これによりまして、村から支出している指定管理料につきましては可能な限り削減をしていきたいというような内容でございます。

なお、今後5年間の年度別の数値につきましては、下の表のとおりでございます。

また、機械の償却費用については計上はされておりませんが、これは村の所有物であるということから、この計画には計上はされていないというものでございます。よろしく願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。
○4番（服部 晃君） こういうやっぱり営業目標といたしますか、これならば私個人としては

やらせてあげたいなという気持ちはあるんですけども、この指定管理料を可能な限り削減するということは、どんどん減らすということですか、これ、指定管理料を。今990万ですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、現在990万円としている指定管理料を、収入の増加を図りながら、逐次削減をしていきたいというような内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 課長、こういうのは早く提出して、こうやればみんな納得するんですよ、これ。何にもないところに、いきなり補正を出してくださいと言われてたって、どうにもならないし、こういうのを最初から出しておけば一番いいと思ったんですけども、これならば、何とかその5年で、圧雪車を買って、これで営業して、こういう完全なる目標があれば、そして管理料を下げるという考えがあるんですから、もう田代社長にしてみれば自信があるんでしょうから、これはこれでスキー場の問題は終わります。

次に、オートキャンプ場の問題ですね。

この前、私、現地を確認してきたんですけども、私もイメージでしか見ていなかったんですけども、何十年か前は行ったことがあるんですけども、初めて現地を訪問して、すばらしいロケーションで、すばらしい景観だと思います。ごみも全然ないし、私の子供がいれば、ぜひあそこを利用したいなという気持ちにはなったんですけども、そして、その管理室に小山君がいたんですけども、私もシャワー室とかトイレとか、みんな見学してきました。そして、風呂場は全然使えない、シャワー室は5つあるのに1つしか使えない、あとは、ボイラーがもうそろそろ壊れそうだと言って、なるだけ整備してほしいんだという話はしていましたけれども、やっぱり用便器、今みんなウォシュレットで、あんな普通の用便器も何も、ウォシュレットでも何でもないやつ、誰も俺は来るとは思えませんけれども、やっぱり一番大切なのはトイレとシャワー室じゃないですか、これ。

当初予算で340万出しましたけれども、これ340万円で間に合うんですか。これからトップシーズン迎えるのに、5月の連休は50サイトですか、50サイト全部満載となったと田代社長も喜んでいましたけれども、これ、7月、8月が書き入れどきでしょう。今までどうやって、いつまでにこの設備をするんですか、当初予算で計上した340万を使って。これで間に合うんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

当初予算でご承認をいただきました340万4,000円でございますが、その改修の中身でございますが、現在使用できない状態になっている風呂の改修、これをやってお風呂を使えるようにするというものと、シャワーにつきましては、ボイラーが6機あるんですが、うち2機につきましては昨年度中に交換を終えておりまして、残りの4機の交換をしてシャワーを全部使えるようにするというような内容、それからシャワー室も一部、床が地震によって排水が不良となっているというような状況もございますので、その床の改修も行う予定でございます。

それから、トイレにつきましては、現在故障しておりますサニタリー棟にある親子トイレという身障者の方も使えるようなトイレなんですが、そこが現在使えない状態でございますので、その改修、この3点を行うこととしておりまして、ご指摘のありましたウォシュレットですとか、そういったものを改修する予定はこの予算ではないというようなことでございます。

発注の時期でございますが、現在、設計がまとまりましたので、今月中には発注をいたしまして、早期の完成を目指したいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、村長、指定管理料を500万円やるから一生懸命やってくれと言ったって、設備がそろっていないのに、あれではお客さんが来たら、もうリピーターは来ないでしょう、あのトイレじゃ。村長も見てきたでしょう。場所は見てきてわかりますよね。あれ、自分であそこを利用して、あんなトイレだったら二度と行かないでしょう。そう思いませんか。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員やっぱりご指摘のとおり、トイレについては、まだ洋式になっていないところもあつたり、やっぱり今はもうウォシュレットというようなことになっていきますので、それは、改修は、これはしなくちゃならないというような思いで私はおります。その前に、道の駅のトイレ改修というようなことを、羽鳥湖高原の道の駅のトイレの改修というようなことを先に行って、その後、まず本当に今使えないもの、使えるものは後にして、使えないものを直していきましょとそのような話をしながら進めて参りまして、現在もこの株式会社になった振興公社の社長から、改修の要望というようなことで、ご相談したいというようなことがあるものですから、今後、オートキャンプの世界大会に向けて、ある程度改修できるところはして参りたいというような思いでおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今、村長は理解してくれと言われたけれども、あれは、それは最低限、俺は補正を組んでも何でも、俺は最低限トイレと、そしてあのシャワー室は3分間100円ですよ。女の方は頭を洗ったり何だりしたらば、大体、あれ3分100円は高いような気がするんですけども。あれ20分ぐらい使っていると、700円になっちゃうんですよ。風呂に入ったほうがいいと思うんですけども。シャワー3分間で100円は高いような気がするんですけども、課長、それはどういう考えしていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確かに3分間出しっぱなしですと、女性の方、特に髪を洗ったりするという時間が長いということから、料金がかさんでしまうというようなこともあろうかと思いますが、出しっぱなしにはせずに、濡らしたらとめる、洗髪してまた流すというようなことでご使用いただければ、さほど経費の負担はかからないのかなというふうに思っております。

それから、今度はお風呂も使えるように直しますので、ぜひそちらのほうでのご利用もしていただければというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私からすれば、100円で3分が長いか短いかはちょっとわかりませんが、一々風呂に入って、とめながら頭を洗ったりしますかね。本当にこれは、ちょっと5分ぐらいにしてやったらいいような気はするんですけども、とにかく私も新しくなったらぜひ入ってきたいと思います。

また、村長にお願いしたいのは、これは本当にすばらしいロケーションでもありますし、ぜひリピーターで売り上げ増をしてもらうのに、最低限、早目に整備してもらって、ああ、天栄村はすばらしいな、これは景観もいいし、すばらしいロケーションだと、私も入った瞬間、すばらしいなと思いました。実際、イメージからしかわからなかったんですけども、現地を視察しまして、ああ、いいところだなという感動をしました、逆に。今度、世界大会をやるというんですから、完全にリピーターとしてお客さんを迎えられるような設備をしてもらいたいと思います。

以上で1つ目の質問は終わります。よろしく申し上げます。

それでは、2番目の質問に入ります。

教育行政について。

昨今、全国的に児童・生徒の体力不足、教職員の不祥事、児童・生徒のいじめ、不登校などさまざまな問題がありますが、本村の教育行政では、次の件についてどのような状況であ

り、対処しているのかお伺いします。

1、報道等によると、全国的に児童・生徒の体格は向上しているが、体力が伴っていないということでもあります。それに対して、村内児童・生徒の体格は県平均、全国平均に比較してどのような状況にあるのか。

2、本村の小・中学校内では、いじめや不登校の実態があるのか。

3、先般、全国学力テストが行われました。その結果、本村の児童・生徒の成績は全国レベル、県レベルと比較してどうだったかをお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 教育行政についてお答えいたします。

1つ目の村内児童・生徒の体格であります。昨年度、小学校5年生と中学校2年生を対象にスポーツ庁において実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から申し上げますと、小学校5年生男子の体重が県平均より若干低い結果であります。身長、体重ともに全国及び県平均を上回っている状況でございます。

次に、2つ目のいじめ、不登校の実態であります。いじめについては、3月の定例会においても申し上げましたが、村基本方針に基づき、学校ごとにいじめ防止基本方針を策定して体制整備を図り、いじめ根絶に向け全職員で取り組んでおりますが、いじめの認知に対する考え方が疑わしい事案もいじめと捉えるよう変わったこともあり、本村においても、いじめが疑われる事案は発生しているのが現状であります。全教職員が子供に寄り添い、わずかな変化を見落とししたりすることのないよう、きめ細かな対応と早期発見で今対処しているところでございます。

また、不登校におきましては、児童・生徒が充実した学校生活を送り、将来に向け基礎的な力を身につけることや、学習権を保障する観点からも見過ごしてはならないことであると考えております。

不登校の問題については、従来より、学校や教育相談機関を交えて、保護者との協力・連携のもと学校復帰に向けて取り組んでいるところでありますが、その要因や背景が複雑でありまして、単純に解決に至らないのが現状であります。

本村においては、昨年度は小学校1名、中学校3名の不登校児童・生徒がおりましたが、本人の将来を見据え、学校と家庭、そして関係機関や専門指導員との連携を図り対処してきたところであります。今年度においても、現在、小学校1名、中学校1名の児童・生徒が不登校の状態であり、学校を中心として状況を適切に把握した上で、保護者や関係機関、専門指導員等との連携を密にして、復帰に向けて努力をしているところであります。

今後とも、学校を中心に、地域の民生児童委員や主任児童委員、児童相談所などの専門機

関や専門指導員との連携・協力のもと、組織的な対応をさらに図り、児童・生徒の心に寄り添ったきめ細かな指導と対策を講じて参りたいと考えております。

続きまして、3つ目の全国学力・学習状況調査の結果であります。ことし4月18日に小学6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数、中学校においては数学において実施したところであります。その結果については、現在、文部科学省において集計・分析中で、今秋、大体9月ごろになる見込みであります、結果については。

なお、今回受験した子供たちが、昨年11月に行った福島県学力調査の結果で申し上げますと、県平均正答率で比較すると、小学校で国語は平均並み、算数は4.6ポイント上回り、理科も5.5ポイント上回る結果となりました。また、中学校においては、国語、数学、理科が平均並みでしたが、英語については5.3%上回り、小・中学ともに県平均を超える成績を残しております。

このことから、今年度の全国学力・学習状況調査の結果についても期待されるものと予想しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、1番の問題からいきます。

水泳して疲労骨折したとか、ちょっとつまずいてけがするという昔では考えられないような事故が発生しておりますね。この原因は、食生活にあるのか、日常生活の運動不足により起因しているのか、どちらだと思いますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

その原因については、明確な答えは、今、私のほうではできないんですけども、ただ、運動不足、そして食生活の変化、これについては要因が全くないというふうなことは言えないんじゃないかなと思います。

そして、子供の体力低下につきましては、ご存じのように、生活の利便性の向上や生活様式の変化に伴いまして、日常において身体を動かす機会が減少しております。そういうふうなことについてもやはり要因があるのではないかなと。

あと、食生活につきましても、最近につきましては、学校給食につきましても、栄養のバランス、そういうふうなものをしっかりとっているわけではありますけれども、家庭の生活につきましても、どうしても好きなものを食べてしまう、そういうふうな経過もございますし、家庭のほうでも、両親につきましても、今、結構忙しい、そういうふうな場面の中で、ベニマル等から買ってくる、そういうふうな食生活も最近増えていると。あと、弁当につきましても、いろいろなお店屋さんから買ってくる、そういうふうな児童・生徒も増えており

ますので、そういうふうな食生活、あるいは運動不足、その両面の要因もあるのかなとそういうふうに認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 教育長も、やっぱり日常生活と言いましたけれども、食生活を学校給食で変えるというんですけれども、これは実際の話、私も学校給食納めているんですけれども、これ1,095回なんですよね、360掛ける3で。そうすると、お昼に食べさせるって200回ぐらいしかないんですよ。一番肝心なのは朝食と夕食ですから、家庭に一番、教育するというのも必要だと思うんですけれども、子供ばかりで、学校給食で幾らバランスよく食べたとして、朝晩に変なのを食べていけば、どうしようもないと思うんですよ。

また、日常生活の変化に伴うと言いましたけれども、今、自分でゲームでも何でも、自宅で1人で遊んでいられますからね、昔と違って。昔は外で野球やったり、縄跳びしたり、冬はスキー、スケートをやったり、私なんかは、竹スキーはうまいですよ。スキー場では無理ですけれども、竹スキーなんていうのは自分で作りながら、竹スキーはやっていましたから、だから、そういう危険なことをやるなど、親もそうなんでしょうけれども、今、雪不足で、うちの近くでなんかはスケートもスキーもできませんけれども、やっぱりそういうのを補うために、体育の授業は、これは週何時間やって、年間どのぐらいやるんですか。今どういう体育の授業をやっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 体育の授業でございますけれども、中学校においては、学年でも違うんですけれども、大体年間125時間くらいというふうなことで、週2時間ないし3時間というふうなのが現状でございます。ですので、体育の時間だけで体力補助、そういうふうなものを補うというのはまず無理でございます、やはり体力の向上につきましては、学校教育全体の中で、あるいは社会体育も含めて生涯スポーツ、そういうふうなところも含めて、やはり総合的に子供の体力向上については考えなくちゃならない、そういうふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これはそうですね、週2時間ではどうしようもないですね。

やっぱり地域の人と協力しながら、夜でもバドミントン教室とか、今もやっているでしょうけれども、運動不足を解消するのにも保護者を含めてそういう、今、体力不足だからという説明、教育長さんのほうから説明してもらって、やっぱり保護者を巻き込んでやるのも必要なんじゃないかなとは思いますが。

ちょっと話変わりますけれども、野球部が人数いなくて、何か合同チームになったという

話聞いたんですけれども、野球部、今、中学校で何部と何部があるんですか。何人ぐらいいるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

野球部につきましては、議員おっしゃるように、今、合同チームというふうなことであります。これは天栄中学校のみならず、今、合同チームについては人数が、生徒数の多い市内の学校でも、例えばナンバースクール、そういうふうなところでも合同チームにならざるを得ない、そういうふうな現状も出ています。それにつきましては、やはり子供たちについては、部活については強制じゃなくて、自分が入りたいというようなことになりますので、やはり子供たちにとって、その時代時代の人気スポーツというのがございまして、最近、野球とかそういうふうなものについては入りたがらないと同時に、苦しい、そういうふうなスポーツについて避ける傾向がございまして、どうしても文化部、そういうふうなところに流れる傾向がございまして、

それですので、その辺についてはなかなか難しい点はございますけれども、先ほどお話ししましたように、学校、地域一体となってその辺も解決していかなくちゃならないのかなと。

あと、部活については、中学校についてはテニス部、これ硬式テニス部なんですけれども、天栄中におきましては本当に50人ぐらいということで、かなり多い人数が硬式テニス部のほうに入部しているというのが現状で、その関係上、野球部、サッカー部あたりが人数が少ない。そして、あと女子については、バスケットボール、バドミントン部というのがございまして、これがスポーツ関係でございまして、これも人数についてはなかなか厳しい状況にございまして、

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、教育長、中学校で運動しないというのは、やっぱり小学生時代が一番肝心だと思うんですよね。私たち小さいころは学校対抗ソフトボール大会とか、女の子であればポートボールですよね。じゃ、そういうのは、今は、現在はやっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 現在も授業の中で、あるいは放課後、そういうふうな運動はやっていると思います。

ただ、今、子供たちについては二極化の現象がございまして、運動を好む子供たち、あとは、その逆の運動したくない子供たち。これについては、議員おっしゃるように、幼児期あるいは小学校の時期に、やはり家庭においてスポーツ、例えば先ほどのお話ではないんですけ

れども、スキー人口の減少につきましては、家庭で子供たちをスキーに親御さんがなかなか連れていけない、そういうふうなものも一つの原因かなと。

ですから、これはやはり家庭のほうで、これ学校体育だけでは、先ほどお話ししましたように、子供の体力向上というのはなかなか難しい。そういうふうなもので、学校・家庭・地域が一体の中でのいう場合については、やはり保護者のそういった幼児期の意識ですね、そこら辺のところ非常に重要だと思います。

あともう一つは、子供たちの遊び場の減少というふうなことで、最近危ない危ないというふうな、先ほどおっしゃったとおりでございます。そういうふうな中で、子供たちが空き地で遊ぶ、いろいろなところで遊ぶと、あそこは危ないとそういうふうなことで、子供たちの遊び場の減少、そういうふうなものもございます。

ですから、これは今、昨今いろいろな課題等もございますので、生涯学習、社会体育、そういうふうなところで、子供たちのそういった運動の環境づくりというふうなものについては十分考えていかなくちゃならないと私自身も考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 教育長さんの、その地域の保護者も含めて、地域の方も協力して、何らか体力アップする、生涯学習課と一緒にいいですから、そういう活躍の場を、限界に挑戦しないと体力アップしないんですよ。マラソンでもそうですが、歩いてもいいからと言ったら、歩いちゃうんですよ。だから、ちょっとでもいいから、駆け足でもいいから、ゆっくりでもいいから、最後まで完走しろよという、そういう教育でしないと体力向上はしてこないと思うんですよ。その辺をお願いいたします。

あと、また話ちょっと変わるんですけども、この前、広戸小学校の運動会があったときに、あれは何年生だったかな、3年生か、4年生だと思うんですけども、運動会楽しかったかと言ったら、いや、僕は足が遅いからおもしろくないんだ、何やっても、学校運動会が大嫌いなんだと言っていた子がいるんですよ。

やっぱりそういう人らも平等にやるように、もとは借り物競争とか、私らは借り物競争、私も足は速いほうではなかったですから、遅いほうではなかったんですけども、やっぱり1番、2番とりたいという、借り物競争とか、そういうのも種目に増やしたらどうかなと思います。

あともう一つは、1、2年生、何かお昼食ったら、お昼食べないで帰っちゃったなんて広戸小学校は言っていたんですけども、なぜ最後まで一緒に、1、2年生まで帰しちゃったんだか。過保護だと思うんですよ、俺。やっぱり最後にみんな一緒に行動を共にするのが俺が一番大事だと思うし、飽きても我慢するほうが忍耐力がつくと思うんですよ。これはどうしてか。広戸小学校だけですか、これ、1、2年生だけお昼前に帰るとするのは。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

運動会あるいは教育過程につきましては、現在につきましては、昔は教育委員会の承認制でございましたけれども、今は届け出制ということで、校長の責任のもと教育課程が編成されます。そういうふうな意味においては、もちろん教育委員会が指導的な立場ではございます。いろいろな問題があれば指導助言はします。1年生につきましては、4月、5月、この辺については、幼稚園から1年に上がったばかりというようなことで、午前中で授業で帰すというふうなところが教育課程の中で多いものですから、恐らく広戸小学校につきましては、1年生の体力的な発達段階、そういうふうなものを考慮して午前中で帰したのかなとそういうふうに思います。

ただ、村内においては、牧本小学校も運動会はございまして、牧本小学校については1年生から6年生まで午後までやっていたというふうな経緯がございます。あと、大里小学校については、人数が60名切りしましたものですから、午後までの種目がなかなかとれないというふうなことで、午前中で終了した経緯はございます。

ただ、これについても、3.11以降、放射線等の問題で午前中でというふうなことで、須賀川市内の学校等も運動会を午前中で切り上げているというのが今も現状でございますけれども、天栄村においては、放射線の問題も村当局の努力によりましてかなり現状低くなって、日常生活には支障がないレベルまでになりましたので、広戸小学校、あと牧本小学校については午後も運動会というふうなことで今実施しているところでございますけれども、小学校1年生については今申し上げたような発達段階等々を配慮した結果である、そういうふうな形で認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時50分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ぜひ教育長にお願いしたいんですけれども、広戸小学校に要望して、ぜひ1、2年生も協調性とか忍耐力をつけるためにも、最後まで一緒に行動するというのも大事かなと思っております。また、生徒の借り物競争、そういうのも、足が速くなくても運

がよければいいということで、やっぱりそれでも1等賞とればうれしいし、それも教育の一貫かなと思います。

私も今ぱっぱとお昼食べているとき思ったんですが、私、50年前の話なんですけれども、担任の先生がいて、そして、もとは10月10日で、秋のときに運動会をやっていたんですよ。夏休みにどうしても水くれる人がいないから、晃君、毎日水くれやってくれないかと言われて、1カ月間、私やりまして、先生から、晃君、何が褒美にいいと言われたんですけれども、私は鉛筆とかノートをくれるのかと思ったんですよ。私、野球好きだったものですから、父親との約束でグローブが欲しいと言っていたんですよ。1等賞とればグローブはあげるということで、先生にその話をしたらば、そうかい、運動会するとき、わかったという話、俺もそのときどういう意味だかわからなかったんですけれども、運動会が明日というとき、借り物競争のとき、番号、いろいろ借り物あるやつありますね。そして、8人で走るものですから、私が3番目にいたんですよ。2番目にその札を置いて、どういうあれかなと思ったけれども、PTA会長さんとか校長先生と、また担任の先生の名前が書いてあったんですよ。そして、1番はこっち、2番目はこっち、3番目は手ってあったんですよ。そして、2番目にあったから、2番目を本気になってとって、そして1番になったことがあります。そして、父親にグローブを買ってもらってうれしかったなんて、そういうことも、50年も前だから今初めて話したんですけれども、やっぱりそういう先生も、何というんですか、昔は褒美、えこひいきじゃなくて、これは晃君、褒美だよと言って1等賞をもらった記憶がございました。

今、初めてしゃべるんですが、やっぱりそういうことも教育の中には、いろんな意味で褒美でもえこひいきじゃなくて、そういう教育者もいたなという、私、今思ったんですけれども、だから先生も広戸小学校の校長先生に指導をしてもらって、やっぱりそういうのも必要かなと。足、決して速くなくても、運でとれるというあれも必要だなと思います。

次に、2番目に入ります。

いじめの不登校の問題なんですけれども、これ、小学校1年生1名、中学校3名とさっき聞いたんですけれども、それ1名と3名というのはいつのことですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 小学生1名、中学生3名につきましては、28年度でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 28年度はもう卒業したんですよ。そして、どういう、最後まで不登校だったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 小学生につきましては、その1名については29年度も引き続き不登校というふうな状況で、学区、学校、関係機関、そういうふうなところと対応しながら今進めております。

あと、中学校3年生の3名につきましては、1名については非行等の問題もございまして、最終的にはずっと不登校というふうな形で、改善には至りませんでした。あと1名については、すこやか学級、須賀川市教育委員会さんのほうの支援を受けまして、そちらのほうに通って、何とかそちらのほうで学力向上等々を推進していきまされたけれども、これも最終的な改善には、登校というふうな改善には至っておりません。あともう一名については、病的なものがございまして、喘息とかそういうふうなことがありますて、まずそういうふうなことから原因がありまして、自分に自信がなくなって不登校に至ったわけなんですけれども、これについては、30日以上不登校という取り扱いなんですけれども、来たり来なかつたりというふうな形で卒業したというふうな現状であります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この不登校というのは、本人、家庭、学校ですよね。いずれか複合で初めて、その本人だけでなく、いろんな問題がありますよね。これ、教育長さんが就任してからは、不登校も今と同じぐらいいたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 私が就任してからの話で申し上げますと、やはり不登校については、その年度1名、2名、多くて3名くらいですね。その中には、必ずそのくらいの不登校の生徒はございました。

そして、卒業しないで進級した場合について、その子供が例えば小学校3年生から4年生になっても、なかなか改善できないというふうなこともございまして、ある程度の期間というのは、毎年2名ないし3名の不登校の子供は存在しておりました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、先生から体罰を受けたり、同じ児童・生徒からいじめを受けたりしてというので不登校なんですか。これは、親、家庭環境なんですか。これはまだ分析はできていないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

いじめの要因につきましては、毎年、生徒指導調査が、国の調査がございまして、そうい

うふうな中の分析の中においては、複合的なものがほとんどでございます。例えば、家庭の状況と自分自身の問題、友達関係、そういうようなことで、何か1つの場合については、例えば友達関係だけであれば、そのところを修復すれば何とかなるわけなんですけれども、復帰できない子供については、全て複合的な課題、そういうふうなものを、家庭、友達、あとは人間関係、そういうふうな複合的な問題で不登校になっていると承知しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 村内においては自殺した生徒というのは聞いたことないから、まだいいんですけれども、この不登校の問題で、いや、増子教育長が悪いというんじゃないで、先生も悪いんじゃないと思うんですよね。これ何かさっき言った心理学者か何かですか、臨床心理士とか何かのあれでは、問題では、先生では解決できないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

不登校の児童・生徒につきましては、今、議員おっしゃるように、臨床心理士等々も含めて、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーあるいは児童相談所、いろんな機関を通して相談をしたり何だりして進めております。

また、当村におきましては、住民福祉課のほうともいろいろ協議をしたりということで、昨年ですと、個々に応じたケース会議、いろいろな関係機関の方が集まってそういうふうなことも実施しましたし、あるいは保護者との教育相談、随時そのような形で教育委員会のほうに来ていただいて進めたという経緯はあるんですけれども、なかなかこれ難しい問題がございまして、休んでいる間に、最初の原因とはまた別に、休みがちなくせというんですか、怠学傾向がもう出ちゃったりというふうなことで、なかなかそこら辺の改善が難しい。

ですから、国のほうもそうなんですけれども、そういうふうな不登校の居場所づくりというふうなことで、教育委員会につきましても、先ほどお話ししました、須賀川市教育委員会さん等ご協力いただきながら、すこやか学級のほうに通わせるだとか、あるいは学校の中で保健室登校で勉強させるとか、いろいろな措置を今後ともとって参りたいなというふうな考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 増子教育長に責任とかどうのこうのはないと思うんです。これは本当に難しい問題で、なるだけできるだけ手を打ってもらって、なるだけその問題を解決するように、また、村内の児童・生徒から自殺者を出さないように頑張っていってほしいと思います。

次に、3番目に移ります。

学力テストなんですけれども、これは県のレベルでも国のレベルでも平均点以上ということで、本当に教職員の方々には感謝申し上げます。

私は学校の序列化を求めているわけじゃなくて、結果を分析して将来に生かすことが、改善があるわけで、学力テストのどうのこうのというわけではないんですよ。私が一番言いたいのは、18歳、22歳で社会に出ますよね。そのとき一番肝心なのは、道徳教育だと思うんですよ。

私も、中学3年生いて、私、この道徳の本を、3年生になったから今必要ないからと、ちょっと借りて読んだんですけれども、なるほどいいこと書いてありますよね。これを読めば、また多感期のときに授業を受けるのと今受けるのでは、読むのでは全然違うと思うんですよ。実体験、社会に出て経験した人間とは捉え方が違うと思うんですけれども、これは保護者も教育すべきだと思うんですよ。やっぱりこうすればいじめだとかそういうのもなくなってくるのかなと。

これ教育長さんも読んだことあると思うんですけれども、中学1年の道徳なんですけれども、これ道徳教育って週1でやって、年間何時間ぐらいやっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 議員おっしゃるとおり、道徳につきましては、現在については週1で大体70時間というふうなところなんです。

ただ、今度、教育指導要領が32年度から変わります。そして、30年度から前倒しで、特別の教科道徳というふうなことで教科になります。その場合についても週1時間というふうな位置づけになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 児童・生徒ばかりでなくて、私これ読んで感動した部分がいっぱいあるんですけれども、道徳、今読むと、すごい感動することがいっぱいあるんですよ。だから、保護者にもいろいろこの教育というか、講演会みたいなものを作って、保護者にも理解を求めるのが一番だと思うんですよ。

今、もう最低でいうと、挨拶でも何でもそうなんですけれども、先輩を敬うとか何かというのが今なくなっているでしょう。私は部活動をやってたから、野球部なんかをやっていたから、先輩後輩はうんと厳しくて、言葉遣いから何からあるんですけれども、やっぱりそういうのが社会人になって一番大切だと思うんですよ。

これ、教育長、読んだことありますよね。これは1週間前に借りたんですけれども、これ読んだんだけど、素晴らしいことが書いてあるんですよ。今、社会人になってから初めて、ああ、昔こういう道徳教育なんかやったかなと思うぐらい、いい本だと思うんですよ。

だから、やっぱり保護者を通じて、いろんな保護者にも教育する部分も出てくるんじゃないかなと思うんですよ。子供らばかりでなくて、子供らにやれと言ったって、子供だって理解できない部分もあると思うんですよね。現在、やっぱり社会に出て、皆さんのように課長さんになって初めて本を読めば、ああ、なるほどなという教育の本なんです。だから、中学生時代、小学生時代に読むのと今読むのでは随分感じ方が大分違うと思うんですよね。

だから、教育長さんには、生徒・児童も含めて、やっぱりうまい、道德教育じゃなくて、道德の講演会とか何かと行って、うまい方法で道德教育を年に何回、1回でも2回でもいいと思うんです。そうすると、今現在のことだから、理解できると思うんですよね。だから、それが一番大事だと思います。私は、学力向上も大切かもしれないけれども、これが一番、私は道德教育が一番大切かなと思っております。そういう考えはございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

今、議員おっしゃるように、やはり学校・家庭・地域が一体となって取り進めなければ、これは効果はございません。学校におきましては、今現在は教科ではないんですけれども、特別な教科に今後なって道德教育が進められる場合においては、やはり道德性をしっかり身につけさせることは学校ではできます。

ただ、道德的実践力、人間としてよりよく生きる力ですね、その辺については、学校と家庭と地域が一体となって、いろいろな形でつけさせなくちゃならない、そういうふうな形で私も考えております。

そして、今、保護者のほうの意識改革というふうなことで、学校のほうの道德授業を、今までだと授業参観については、英語、数学とか、教科だったんですけれども、道德の授業も授業参観に入れさせていただいて進めさせていただいたり、あるいは地域の方を外部講師として招いて、先生と一緒に道德の授業をしていただいたり、そういうふうな形で「考える道德」、「議論する道德」というふうなことで今進めております。

今後も、そういうふうな形で、学校でどんな道德をしているんだというふうなことを、学校だより、あるいは教育委員会だよりなんかも含めて、今後、地域の方、保護者の方に理解していただくように努力して参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 増子教育長にもそれはお願いいたしまして、保護者を含めてみんなで道德教育を受けながら、保護者にも指導していく形をとってもらいたいと思います。

また、次、ちょっと話変わるんですけども、来年度から小学校5、6年生の英語教育が始まりますよね。これ、英語教育って、小学校の先生は英語の先生はいないですよね。どう

いうふうな体制で英語を教えるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

小学校の教員につきましては、中学校と違って英語の免許を持っているというふうな教員につきましてはごくまれでございます。そのようなことで、今、文科省におきましても、中央研修というふうなことで、小学校の先生方をつくばに集めまして研修をし、そしてそこで研修を受けた先生方が各学校に戻って、また学校の先生方に伝達講習をすると、そんな形で英語力を国のほうも進めております。

また、当村につきましては、5月にも実施したんですけれども、外部講師を招いて、小学校の教師の英語力の向上、研修、そういうふうなことで対応しているところでございます。

ですので、今後、小学校の英語教科につきましては、議員おっしゃるように、小学校の教員の指導力向上、この辺については十分対応していかなくちゃならない問題であると思っております。それで、小学校の先生方にも英語の免許を取っていただくようなシステムもございますので、そういうふうなことも含めて、研修を含めて、教育委員会としても各小学校の先生方をお願いをして参りたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、今、外部講師って言いましたけれども、その外部講師の先生というのはどこから来るんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 本村にはブリティッシュヒルズがございまして、そこの系列が神田外語でございます。それで、神田外語につきましては、ブリティッシュヒルズさんを通して、神田外語大学の英語の専門の先生がでございます。その先生を招聘して過日実施いたしました。大変、小学校の先生方、参考になるというふうなことで好評を得たところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、あれですか、第1回目が始まったということは、何回かは予定しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 計画的に、先生方につきましては、夏休みの授業のない日、そういうふうなことを含めまして、8回ほど計画をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私も国際力を高めるためにも小学生からの5年、6年生の英語教育が大切だと思うんですけども、やっぱり指導する先生、それが一番大事だと思って話したんですけども、また、これからも一生懸命、天栄の小学校の英語は大したものと言われるぐらい、英語の村をうたっているわけですから、小・中学生に頑張ってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問は以上で終了します。

◇ 円 谷 要 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

〔2番 円谷 要君質問席登壇〕

○2番（円谷 要君） 天栄村会議規則第61条第2項に基づき、通告どおり質問をさせていただきます。

まず第1に、天栄米栽培研究会についてなんですけれども、昨年度も質問はしておりますけれども、今年3月末までに、天栄米栽培研究会では会員の募集をしておりました。申し込みがその段階で何名あったのか、また平成19年12月に発足してから今年度までの会員数の増減はどうなっているのかについてお尋ねします。

また、さらに、この10年間における募集は何回行ってきていて、その活動内容については、募集用紙の中にもありましたけれども、研究事業費は全て実費となっておりますが、どのような事業を行ってきたのか、これについてもお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、今年3月31日までの募集結果であります。3名の申し込みがございました。

また、平成20年2月の発足から現在までの会員数の増減につきましては、発足当時の会員数は33名、その後、東日本大震災が発生した平成23年度末に12名減の21名と最少の会員数となり、以降平成26年度から28年度まで毎年3名が加入し、現在は30名の会員数となっております。

次に、これまでの会員の募集回数につきましては、毎年1回程度の募集を行っているところであります。

また、研究事業の内容につきましては、漢方資材と有機肥料からつくられた土壌改良材を

用いた漢方環境農法や、栽培期間中の農薬、除草剤等を特別栽培の基準以上に削減した栽培方法などの調査研究及び実践、そしてそれらを会員全てが共有できるよう、毎月1回開催する定例会において情報交換や話し合いを行っているものでありますので、ご了解願います。

なお、お求めの資料はお手元にお配りしておりますので、ご確認を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、答弁の中で、募集要項は毎年行っているということなんですけれども、私が今まで見た中では、募集というのは毎年行っていたかというのはちょっと確認できなかったものですから、たまたま今回はこういうふうな資料が配布されました。各家庭、各農家かもしれませんが、天栄米栽培研究会会員大募集というやつが配布されました。こういうやつは、たまたま今回出したのか、今までこういうのを出していたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

過去の記録を見ますと、チラシにより募集をしていたというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 毎年チラシを配布、それは回覧とか個人的、村民全員とか、農家の方全員とか、そういう区分けはあったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今年の募集につきましては、生産組合長の方々のご協力をいただきまして配布をさせていただいたところでございます。また、それ以前につきましては、配布方法はちょっと資料として残っておりませんので、ちょっとお答えすることはできない状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その資料の中身については、じゃ、あと後日調べていただいて報告をお願いします。

活動内容についても資料を提供していただいたんですけども、この事業計画、なかなか変わったという事業計画がなくて、予算的にも会員1人当たり3,000円の会費で、繰越金を含めて約20万円前後の年会費で協議会は運営しているというふうな形になってはいますが、この募集要項の中にありますように、3,000円の会費で、あとは会員になれば、事業とかいろんなものに対しては実費、自己負担というような形でありますので、そういうふうな

申し込みの内容では、なかなか参加する人が増えるという可能性はないと思うんですね、何かメリットがあるようなことを申し込みの用紙に入れないと。こういうやつをつくれば、こういう作物に参加していれば、こういうふうなメリットとか、利益等があるとか、そういうふうな具体的な中身をなぜできないのか。

今までやってきて、いいものならば、毎月毎月、定例会をしているというような内容の募集でありますので、その内容を行政としても把握していると思うんですけども、その事業の、何というか、研究の結果ですか、いいものに対しての村民に対しての開示は今までしてきたのか、してきていなくて、ただ自分たちで活動していますというふうな形だったのか、その中身をちょっとお聞きしたいなと思います。お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、研究事業全て実費ということですが、現在、栽培研究会の会員は30名でございますが、その中で漢方環境農法、それから、いわゆる特裁以上の栽培ということで取り組んでおられる方、これ全員ではなくて、ごく一部といいますか、半数程度の方が取り組まれているということでございまして、会全体としての事業としてはなかなか取り組むことができない。そこに要する費用については、全てそういう栽培方法に取り組んでおられる方々がご自分で負担をしてなされているというような状況でございます。

研究成果の結果を開示しているのかというようなお尋ねでございますが、広く今まで村民の方にこういうものでしたというような開示はしてはいないというところでございます。

ただし、研究会の方針としましては、会員となっていた方には全て、月1回の定例会等において情報の提供、それから共有を図っていくというような方針だというふうに伺っておりますので、ぜひ研究会のほうにご参加をいただきまして、情報の共有を図っていただければというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、今の答弁では、会員にならないと何も教えてもらえない。そういう中での活動の中で、行政も一応、事務局として携わっているわけですね。その中身を知っていても開示できないんですか。村と一体になってやっているんじゃないですかね。そういう中身のやつも開示できないようでは、別に、研究会という意味はなくなっちゃうんですよ。

研究というのは、あくまでも、研究してよい成果が出れば皆さんに参加していただくという、そういう夢を与えるような活動でなければだめなんです。そういうふうな考えはないんですか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

栽培研究会につきましては、生産者の方が自らおつくりになっている団体でございます、規約上は産業課に事務局を置くとなっておりますが、その名前のおり産業課のほうでは、定例会の資料の印刷ですとか、そういった事務的なお手伝いをしているのみでございます、産業課に事務局があるから、あそこの研究会で研究、それから実践をされている情報を、そのまま行政として村民に開示をするというようなことはできないものというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 公表できないという内容については、それは説明のとおりかもしれませんが、でも、この研究会を発足したのは、これ平成19年ですか。天栄米栽培研究会費用という、これ、一番先に生産者がこれをつくりたいからつくらせてくださいと役場に要請があったんですか、最初、初め。この協議会ができる段階の前提で、そういう話し合いがあったのか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

発足当時に、私、携わっていたということはございませんので、詳しい経緯につきましては承知はしていないところでございますが、日本一のおいしい米の産地として天栄村の産地づくりをしていきたいと、そして、世界に誇れる米の産地として生き残っていきたいという思いから、村内の米農家の方々が中心となって、この研究会が始まったというふうなことで承知をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、それならば、なぜ村民に対して開示して、どんどん会員を増やすという、そういう計画性ができないのかと。

今、村では、農業というのはやっぱり基幹産業ですよね。基幹産業を発展させていくのには、そういう研究会の活動を盛んに活発に活動していただいて、それはそれなりに、やっぱり費用がかかればかかるなりに村としても考えてもらい、そういう研究材料とか、いろんなものに対しての経費も考えていただければよろしいんですけども、なぜ、オープン的じゃなくて、閉鎖的な考えを持って研究会をやっているのか、そこの中身がわからないんですよ。何か問題があるんですか、発表できないとか、開示ができないとか。研究会員にならないといろいろ教えてもらえないと。そこがおかしいですよ。そういう話は、行政として研

研究会に行って、提案とかなんとかはしたことはないんですか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

繰り返しの答えになり大変恐縮でございますが、あくまでも生産者が自ら組織をされている団体でございますので、なおかつ毎年1回程度は会員の募集も行っているということでございますので、ぜひご入会をいただいた上で、情報の共有を図っていただければというふうに思っております。

また、助成に対して、村から研究会のほうに提案したことはございません。発足当時から村から助成金は支出をしておりませんので、今のところ、そういった提案もしてはおりませんし、研究会からも要望は上がっていないというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 独自に研究会は活動しているということで、研究会に入らないと内容的なことについては一切教えてもらえない。

でも、この活動はそうかもしれませんけれども、実際は、今はどうだかわからないですけれども、以前は自分たちの特裁、漢方米等の流通系統、流通に関すること、それは多分、前担当者が誰だかはちょっとわからないですけれども、そのやつの取り扱いまで産業課でやっていたんですね。

だから、そういうふうに、自分たちの活動なのに、いいところは教えられない、利用するところは使う、そういうふうな閉鎖的な考えで、オープン的じゃないものですから、だから村民に対してその認知度が少ないんですね。何をやっている組織だかわからない。自分たちの利益のためにやっている活動じゃないのかと。

それを、昨年も私が言ったように、だから独立をさせるのか、一本化するのかということ、これは次の質問にも出てきますけれども、そういうふうに、やっぱりある程度、根を詰めて研究会と話し合いを持ってみたらどうなのかという、そういう考えはありますか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

米の販売に関しましては、現在、村民の皆様から誤解を受けることのないように、職員が携わることはなく、販売に関しましては、研究会の会員の方々が作業を行っているということでございますので、そこはご了承いただければと思います。

そうしたことから、村といたしましては、今のところ研究会に対してご提案を申し上げる

という考えは持っていないところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 研究会に、行政として、村としては何も提案することはないということですね。そうすれば、じゃ、村としても研究会は独立させてもいいということじゃないですか、行政が一切携わらないということは、提案しないということは。お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

実質的に、組織としては独立した活動を行っていただいているというふうに思っております。先ほどもお答えしたとおり、産業課は事務局ではございますが、定例会の資料等のお手伝いをしているというようなことだけでございますので、実質的には自主的に活動をされているというふうに思っているところでございます。

また、産業課に事務局を置くとなっている組織には、研究会に限らず、例えばヤーコンの組合なりというようなこともございますので、そこも実質、その販売等に関しては、事務局が産業課にはございますが、それぞれの団体が行っていただいておりますので、この研究会につきましても現在はそういうふうな状況にあるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そういうことじゃなくて、私が言っているのは、行政として事務局は、一応資料作成とかそういうのはやりますけれども、一切合財はその組織、研究会にお任せしていますということになります。

ならば、なぜ行政と別個に働く、協議会と一本化するか、独立して、じゃ、資料だけは行政のほうでお願いします、それはわかります。なぜ、確かにいろんな活動でも何でも、行政も一緒になってやる活動もあります。それに対してはやっぱり行政で費用関係は負担すると思うんですけども、余りにも何というか、用意どんで始まった時点から、研究会ありきの行政だったんですよ、流れとして。行政が発足させてあげて、それを行政のために一生懸命働くという、その考えとまるっきり違ってはいないような気はするんですよ。

だから、そういう観点から、村民の方に対してはやっぱり認知度が少なくて、研究会の活動がわからないと。自分たちの欲得のためにやっているんじゃないかと、うまく村を利用して。そういう声が結構ありますよ。

だから、そういうことじゃなくて、行政もある程度の提案をして、村と一体となって、よりもっと活動をできるような形態をつくれなかと、そういう提案をしているわけなんですけれども、ただ、それが提案をできなければ、本当にまるっきり切ってしまうかと。それは昨年度も、村長のほうからも、お互いにやっていかないとあれだからというような話ではあ

りましたけれども、ただ、今までどおりではこれ以上の進歩はないでしょう。

だから、はっきり村でもやっぱりある程度の、これをやれじゃなくて、こういうふうな活動があるんだと、これ提案をして、一緒になってやっていくという活動体制をとっていかないとだめだと。そういう考えはないんですか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） じゃ、お答えいたします。

栽培研究会の前会長、副会長、役員の方とお話をしたんですが、全然閉鎖的ではないと。自分たちがやっぱり研究して知り得たものは、農家の皆さんにこれはお知らせして、全体の底上げにつなげていきたいと、そういう思いでいますし、また、今年度に入ってから役員改選がありまして、会長等々、役員がもう変わったんですが、その方々も自分たちが村で得たものは普及させたいという思いでございますが、ただし、科学的に本当に教えられるようなものが、自分たちの経験と勘というようなところできたものですから、これは私の一つの提案として、大学の研究機関、そういうところと一緒に研究しながら、科学的に立証できるような方法をとったらいかがでしょうかと、そのような話をさせていただいて、先日も福島大学、農学部が今度できるというようなことで、そちらへ行って参りまして、これから大学のほうとも詰めながら、農学部ができる準備の段階で、今、皆さん、なかなか大分忙しいようなんですが、そことも連携しながら、これも若い方に、経験とか何か積まなくても、科学的なものが立証できるようであれば、これは普及させて、天栄村のお米全体の底上げにつなげていきたいという思いでございますので、今の時点では多分、なかなかそのノウハウといっても、勘で来た部分が、話をしていく中ですよ、私が知り得た中でいくと、その部分でしか多分お話ができない。

そのためには、研究会に、これは門戸を開いて、どんどん皆さん、入ってきてくださいねと、自分のところの田んぼを見たり、その中で経験を積んで学んでくださいねというような状況だと思いますので、決してそういうことはありませんので、村もそこについては、そういったものの道筋ができれば、そこにも予算立てをしながら、全体の底上げにつなげていきたいというような思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、説明はわかるんですけども、だから、協議会の役員、総会でもそうですけれども、毎月の定例会もそうだろうと思うんですけども、できるものは、天栄村を底上げするために一生懸命やっているんだと、その気持ちはわかります。この10年間、それが全然なされてきていなかったということですよね、10年間活動してきて。だから、これから先、何年かかるのかと。それは先のことはちょっと誰もわからないと思います。研究

会の方の努力次第だろうと思うんですけども、そのほかにも、やっぱり特別栽培米という作付法に取り組んでいる方が大勢おります。でも、なぜその人らがまざらないのかです、研究会に。あくまでも、そのほかの人については、ブランド化推進協議会のほうかな、そういうふうな位置づけの名前になっているんですよ。

だから、なぜそこでそういうふうに分かれなきゃならないのか。同じ米の特別栽培、漢方米とかそういうのはまた別ですけども、特別栽培米については研究会外の人も作付しているんですよ。だから、それをなぜ取り込もうとする働きができないのか、研究会では。それをなぜ行政としても提案して、じゃ、この特裁をやっている方はこうやってまぜようという、そういうあれが、改革するという気持ち、推進していくという気持ちがないのかと。ただ研究会は研究会でやっていますのでという話じゃなくて、いかに取り組んでいかないと、だって、底上げするには、組織を大きくしていかないと底上げにならないですよ。小さな組織ばかり活動したって何も意味もない。

確かに研究会は努力して一生懸命、金賞とかなんとかととっているという文面あります。でも、それは一部だから。だから、その一部の人間の、せつかくそれだけ成果が上がっていたら、何で成果が上がった分だけでも底上げの部分で開示できないのかと。一切してこないですよ、開示。だから、そこのつながりがちょっと明白になっていないから、まるっきりいいとこ取りだというふうな感じでとられちゃうんですよ。

だから、そこを何とか行政としても提案して、何とか村のために、村の底上げのために頑張ってもらうように、考え方をちょっと変えていただければまとまるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の見解はどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

先ほど村長から答弁を申し上げたとおりでございます。それに今のところ尽きるのかなというふうに考えております。

また、そういう議員からのお話につきましては、今後の研究会のほうにもお伝えをしていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） とにかくこの問題は、やっぱり行政と研究会と何回も何回もお話し合っていて、そしてよりよい、どういう方向がいいかということをやっぱり話し合わないといい考えは出ないと思うんですよ。だから、どちらもいいように、やっぱり研究会も活動しやすいように、そして村も、おいしい米ができるような指導、底上げしていただくような活動をしていただくように、だから、研究会にだけ、独自組織だからはい、お任せ、ただこれ処

理してくださいって、事務的なことじゃなくて、一応天栄米、天栄村の名前を使っているわけですから、やっぱり天栄米というと、研究会と全然関係ない人の米だって天栄米になっちゃうわけですから、天栄村でつくっている米だから。

だから、その差別化をさせないように、その米でもおいしいんだよという、魅力のある天栄米をつくらせるのには、やっぱり研究会に努力してもらわないんですよ。研究会、ブランド推進協議会、やっぱりその力をどんどん結集して大きくしていかないと、そして参加人数も増やして、村の農家が全部研究会だと、こんなすばらしいことはないですよ。そういうふうになればですよ。当然なかなかそれは見込めないと思うんですけども、だから、そういうふうな方向づけで、これからは行政としては毎月定例会、定例会にも出席しているんですか、毎月、村として。そのところをちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

事務局を担当している職員が参加をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 産業課の事務局も毎月定例会には参加しているということですので、研究会の話し合いの中身は、課長さん初め、村長さんもこの中身は報告は受けていると思うんですけども、やっぱりそういう毎月毎月定例会をやっているんですから、毎月話し合う必要はないと思うんです。ただ、何回か議題に上げてもらって、そして村としても、こういうふうな方向づけでやりたいという提案を出すとか、そういう話し合いに持っていくような姿勢をとってもらいたいという私の気持ちなんです。

そうしないと、なかなか今まで研究会というのは、これらだって参加人数なんか増えるわけありませんよ、この状態で。幾ら村で天栄米、天栄米だとやったって、なかなか研究会に賛同する人間は増えないと思います、今の現状で。

だから、やっぱり行政もある程度提案をして、研究会と一体化になっていかないと、なかなか外部も認めてくれない。村は全然、研究会のために一生懸命補佐的な活動ばかりやっている、その組織ばかり手伝っているというふうな感じに捉えられている面もあるんですよ。だから、そういうふうじゃなくて、村が一生懸命一体となってやっていたと、やっぱり村民に知らせるような組織体系に持っていかないと、なかなかこれは認めてもらえないと思います。

それは、随時、一応行政としても計画性を練って、研究会を毎月やっているものですから、定例会、その中で何度かその提案をしていただいて、そして研究会の意見等も、研究会はこれでいいんだと言われればそれで構いませんよ。ただ、研究会の意見も、こっちの意見も提

案して、研究会の意見ももらって、そしてどこがかみ合わないのか、そこをやっぱり模索しながら、お互いにいい方向に考えていかなきゃならないのではないかと思います。それは行政のほうとしても毎月1回の定例会に参加しているわけですから、そこで一応、担当部署として計画性を持って、毎回毎回やれというわけじゃないんですけども、最初はやっぱり年度の初めに当たるにこういう提案をしていけば、これ1年後に終わった後に、総会にどうい話が出るか。中間的にもどうなっていますかと聞いてもいいんですけども、やっぱりこちらからは組織があるだけで提案も何もしない、ただ組織の運営だけ任せるでは今までどおりの現状で進むしかないという考えですね。

だから、それを打破するように、やっぱり行政としてもある程度の提案をして、お互いに話し合いをして、いい方向性を持ってこれからはそういう協議会に対して参加していただきたい、提案をしていただきたい。

あと、この総会資料をいただいたんですけども、これ事業計画、紙マルチ田植機による漢方農法JAS有機栽培の実施とあって、これは今現在30名の会員数があるんですけども、今現在何名の方がこれを使用しているんですか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

13名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 30名中13名の方が紙マルチ田植機による漢方農法JAS有機栽培の実施をしているということですね。30名の会員の方の、これはまた、そこは研究会にお任せしていますからという答弁はないかと思うんですけども、30名の方の販売流通網、流通過程、それはお聞きしたかったんですけども、なかなか、研究会にお任せということですので、それは多分答弁がないと思いますので、ただ、一番、村民、村の農家の方が知りたいのは流通過程なんですよ、一番知りたいのは、どのくらいの価格で売っているのか、どのくらいの収益があるのか、費用がどのくらいかかるのか、そういう収支のバランスを知りたいわけです。余りにも負担がかかり過ぎて収入が減れば、誰も参加しないわけですから。

だから、そういう流通過程が知りたいのに、研究会に入らないとわからないというのも、これは答弁に出てくると思うんですけども、だから、そういうふうに答弁できない答弁できないでは困るんですよ。だから、答弁ができるように、何とか研究会と一体化になっていくような組織づくりができないかということをごここで申し上げているわけなんです。だから、とにかく今の現状では、全然変わらない方向に行くのが心配なんです。だから、それを何とか行政としても研究会と話し合って、これから検討会を持っていただいて、いい方向

に話を進めていってもらいたいと思います。

第1の質問は以上で終わりますけれども、第2の質問も関連性があるので、次に第2の質問に入りたいと思います。

質問の第2項ですけれども、天栄ブランド化推進協議会と栽培研究会との一本化はということで、昨年度も質問をしたんですけれども、昨年もこの質問をさせていただきましたが、現在の状況は今も説明があったので、それに補足することがあればお聞きします。

もし1つの組織にできないのであれば何が問題か、研究会の総会ではこのような話が出なかったのか、村からの提案はしなかったのか、これについてお聞きしますが、また、今までの活動であれば、先ほども言いましたように、これ以上の伸展があるのか疑問でなりませんということです。

村として一本化し、協議会の予算を増やし、その予算の中から研究会に対し活動助成をしてはいかかかということで、天栄村のほうでその活動に対して提案できないのかということをお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在の状況ですが、天栄村ブランド化推進協議会と天栄米栽培研究会は、それぞれ別に活動をしております。

天栄米栽培研究会は、良食味米の生産に取り組みたいという意欲のある方々が組織している生産者の団体であり、天栄村ブランド化推進協議会は、村の農産物全体のブランド化を推進するため、村や農協、農業委員会、商工会など団体で構成する組織であり、構成員や活動内容が異なっており、組織を統合し、一体的な活動を行うことは困難であると認識しており、村から統合の提案はしていないところであります。また、今のところ、研究会からも総会等でそうした話があったということは聞いておりません。

村といたしましては、今後もそれぞれの団体ごとに活動を続けていただきながら、ブランド化を推進して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、確かに組織は2つありますけれども、私が言いたいのは、研究会の活動に対しての、もっと活発で広範囲に活動できるようにするには、天栄村ブランド化推進協議会と一体化になって、その下部組織で天栄米特別栽培研究会という組織図をつくれればいいですね。そうすれば、ブランド化推進協議会で食味コンクールとかいろんな大会を予算化するわけですから、その中でその予算等を増やして、いろんな研究会の活動に回してもいいんじゃないかということを提案したわけであります。

ただ、それでも一本化できないというのは、だから、研究会からは多分やらせてくださいとは言わずないから、こちらから話、提案をしたことはあるんですか、そこのところをお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

村からそういうご提案は今までもしたことはございません。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村としては提案はしたことはないということですから、なかなか会員数が集まらないのも、そこに見えるんじゃないかと思います。

ただ、私は、研究会の活動は、今までも確かに年会費3,000円、事業に対しては全て実費、なかなかこれでは会員数は集まらないと思います。だから私は、いかにその活動範囲を広げて、費用関係が発生するんであれば、その中から助成をして、いろんなところに活動してもらおうと、そういう組織図をつくるということがやっぱり一つ、余りにもその研究会一本化に対してばかりだと助成をやるとまた批判が出ますから、だから天栄村ブランド推進協議会の下部組織として、一生懸命村の底上げのために研究会は活動しているんだという、そういうふうな構図をつくれれば、村民だって納得するんじゃないかと。そのために一生懸命研究会は活動しているんだと、そういうふうな構図というわけじゃないですけども、組織の体制というのはできないものなんでしょうか、そこのところをちょっとお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

それぞれの団体に関することでございますので、村として、今この時点でできるとかできないとかというお答えはできかねますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、できないとかそういう問題じゃなくて、そういうふうに考えは持てないのかということを考えているんですよ、そういう組織体制をつくるように。できないからこの先もずっとできないじゃないんです。できないからできないじゃなくて、できなくても組織づくりを行政で構築して、ブランド推進協議会、研究会と一度話し合いをして、じゃ、こういう組織図をつくりましょう、そうすれば費用の流れもこういうふうにもうまくなりますよと、そういう構図をつくれれば、別に誰も文句を言う人はいないと思うんですよ。単独でやるからいろいろな問題、まあ、助成を受けていないから、自由勝手にやっているものだと思うんですけども。

そういうふうに、やっぱり活動を、私も数日前に研究会の方から言われましたよ、まだまだ天栄米はまだ告知されていない。私は言われました。じゃ、あなたたちは、なぜ10年間、どういう活動をしたんだと私は言いました。でも、その回答は返ってきませんでした。だから、そういうふうな回答も返ってこないんだから、だから、それはやっぱり行政としても一緒に携わってやっていかないと、なかなか容易ではないと思うんですよね、全国的に告知されるのは。だから、その組織がやっぱり一番基本となるんですよ。ただ組織がやっているからいいんだと、それでは全然発展しません。

それで、なぜこの補助金とか活動を広げるというのは、今、テレビとか新聞等でもいろいろ前にも出ましたけれども、農業生産工程管理、GAPですね。これはこの認証を取得しないと、今度3年後のオリンピック、世界的なオリンピック等での農産物の取り扱いができないということで、今各県で早急に取り組んでいますよね。だから、それを、その費用でも、費用もあるんですよね。費用負担もあります。費用負担があるので、個人での取り組みはなかなか難しいんですよ。

そこで、協議会と研究会が一本化になれば、研究会に村と一体となって認証の取得に取り組んでもらえるのではないかと、私はそういうふうに提案したいんですよ。そうすれば、研究会の会員も増えてくるし、村としても少しずつ底上げになってくるんじゃないかと。やっぱりそういう早急に取らなきゃならない認証、これはもう県が今、県では独自では、十八、九地区でしたっけか、そういうふうを選定して、その取り組みをさせたいとかというような話もありましたから、それを早急に手を挙げて、じゃ、天栄村、そのために天栄村は一生懸命、特裁米のやつをやっているんですから、だから、そういうやつを取組んで認証を取得すれば、今度キャンプの世界大会ですか、そこでもまたPRできるわけですよ。村ではこういうやつを認証して、おいしい農産物を生産していますよと。そういうふうにしていかないと、なかなか底上げはできないと思うんですよね。

だから、これは、やっぱりGAPの認証の取得は、早急に取り組んでいかなきゃならない問題だと思うんです。だから、そこにやっぱりそういう組織があるんですから、組織に一生懸命努力していただいて、村が後押ししてやってもらって、それに今度は村民が賛同して参加する方が増えてくるんじゃないかとそう思うんですけれども、村としての考えはどうか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

米に関するGAPの取得に関してですが、今の状況を申し上げますと、国と県の補助制度を使いまして、J Aが中心となって取得に向けて取り組みを始めているというふうな状況で

ございます。

ただ、今、議員からご提案もあったとおり、これは本当に喫緊の課題というふうに認識をしておりますので、あらゆる方策を考えながら、生産者のためにGAPの取得に向けてどういった方法がとれるのかというようなことを一生懸命考えてご提案していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これは本当に早急に取り組まないと、せっかく特別栽培研究会があって、ブランド化推進協議会があって、特裁を作付している生産者が天栄村は多いわけですから、だからそれをうまく利用してやらないと、農協が取り組んでいるということは、農協の指導員を養成するという事なんですよ。その取り組みに対しての指導の、指導をする指導員を養成するというやつなんですよ、農協でやるから。だから、それはやっぱり最終的には農協と連携してやらなきゃならない面も出てくると思うんです。

でも、特区制みたいなやつがあるのか、ならないのか、県で指定するどどこ地区、何か一番当初のころは、福島県でも18地区を指定してどうのこうのというような報道がありましたけれども、だからそれはどういう選定があるのか。やっぱりこちらから手を挙げてやるのにも、こういうものをうちではやっていますよとPRするものがなければ、何もできないわけですから。

だから、そういうものを兼ねて、やっぱりこういう組織がやっている、村でやっているブランド米、ブランド化をPRしながらやっぱり要望して、県からの指定も受けられるのであれば、そういうふうな体制をとってもらいたい。

ただ、農協さんはあくまでも生産するわけではないですから、指導の立場で来るわけですから、ただ、これも本当に、さっき課長も言いましたように、早急にこれは検討していかないと、なかなか取り残されていくんじゃないかとそういうやっぱり懸念があるわけですよ。

だから、そこで、今、まさに課長も言いましたが、さっき、だからこれはそういう課題も含めて、こういう取り組みを村でやりたいから、研究会の毎月の定例会の中でも一応提案をしていただいて、それをやらない、自分らは自分らでやりますからいいですと断られれば、それは構わないです。そうすれば、そこでできなければ、今度はブランド化推進協議会の中で諮っていただいて、賛同する方を募集して、そこで活動すればいいわけですから、なかなか個人で申請して、個人で費用を負担するという事は難しいものです。その負担を軽減するために農協の職員を指導するわけですから、指導員として。

だから、そういう中身があるにもかかわらず、早急にやるという答弁でありましたので、そういう計らいをしながら、研究会とこれから話し合いを持っていくことはできないのか、できるのか、ひとつご見解をお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄米栽培研究会ばかりじゃなくて、先日も認定農業者会の中で、私もその挨拶の中で、県のほうも支援するこのGAPの取得に向けて、皆さん取り組んでくださいねと、県も支援していきますと、村もバックアップしますという話をさせていただきました。これは天栄米栽培研究会だけに限らず、認定農業者会、こういった組織いっぱいありますから、その中でいろんな方々が取り組めるような方法を取りながら進める方法がより早くなるのかと思いますので、担当課長ともこれは協議しながら、早急に皆さんの取得に向けて、取れるように進めて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長の答弁で、早急に取り組むと。研究会ばかりじゃなくて、認定農業者、いろんな組織があります。その組織に対して話をして、いろんな参加する、これは多分、米ばかりではなくて、農産物全体にかかわる問題だと思うんですね。だから、ネギ部会、長ネギ部会とか、いろんな部会あります。だから、そういう部会等に声をかけて、参加していただくように、行政としてもこれから推進していってもらいたいと、早急にお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了します。

ここで10分間暫時休議します。

(午後 2時46分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時54分)

◇ 北 畠 正 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、1番、北畠正君の一般質問の発言を許します。

1番、北畠正君。

〔1番 北畠 正君質問席登壇〕

○1番（北畠 正君） 天栄村会議規則第61条第2項に基づき、質問します。

村の振興公社とのかかわりについて。

村振興公社が指定管理者制から株式会社になり、村も株主となりましたが、それに伴い、村が経営等に対してのかかわり方についてどう変わるのか、従来のやり方とどこが違うのか。

現在、一般財団法人の解散手続がとられています。今後、正式解散までのスケジュールはどのようになっているのか、また、当時出資した1億円はどのように精算するのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄村振興公社につきましては、一般財団法人の際は理事として、株式会社移行後は取締役としていずれも私が就任し、公社業務の意思決定や業務執行に当たっており、村のかかわりが大きく変わったということはありません。

ただ、株式会社は、豊富な経験と経営感覚にすぐれた民間の方が代表取締役として常駐され、業務全体を見据えた適切な指示のもと会社運営がなされており、組織の活性化や業績の伸展が図られるものと期待しているところであります。

次に、一般財団法人の解散までのスケジュールにつきましては、一般財団法人としては3月31日をもって解散し、4月1日に清算法人に移行し、債務の確定や弁済等を進めているところであり、早ければ9月中にも終了する見込みであります。終了後、決算承認や県への届け出等、法令に基づく手続を行い、その後、村出資の1億円を含め、残余財産の全額を村に寄附することとなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、その1億円なんですけれども、その1億円については、いろんな寄附金があるんですが、子ども基金に入れるとか、その他の基金に入れるとか、そこらはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

基金に入れるということではなくて、一般会計のほうに繰り入れというふうなことで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、村も株主となりますが、法人以外の個人の株主さんの予定というのは考えているのでしょうか、どうなるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 北島議員に申し上げます。

もう少し趣旨が、質問の趣旨。

○1番（北島 正君） 株主が、予定では農協さんとか商工会さんとかと聞いているんですが、その辺、それ以外の農家の方とか一般の方が株主に入るという予定はあるのでしょうか、何

にも予定は聞いていませんので。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今のところ、村と商工会、それからJA、この3者のみというふうなことで考えております。個人からの出資を募集する予定はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、今まで納入した農家の方とか業者もいると思うんですが、業者は別としても、農産物、ただでさえ今、前より出している方が少なくなっているんですね。だから、そういうふうな状況を打破するためにも、やっぱり農家の方とか、そういうふうな農業生産法人とか、そういう方々も株主にしないと、なかなか納入しなくなるんじゃないかという心配があるんですけども、そこらの考えはどう考えておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 3時00分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時01分）

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、ちょっと質問の趣旨が違うようなので言葉をかえますけれども、本来、道の駅は農産物というんですかの直売所として建設したという目的もあったんですよ。それを名称を変えて道の駅ということに発展していったんですが、本来は農家の収入アップとか、あと生産組織の発展とか、そういうふうな部分も考えて、経営をよくするためにやったというふうに思うんですが、そうしますと、完全に株式会社にしてしまうと、そこまでどういうふうにするのか、何というんですか、村が関わって、村の生産組織、農産物とか、そういうふうな納入についての手だてというのは、どういうふうにかかわっていくのか、そこらをちょっと疑問に思うものですから、お願いしたいんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、道の駅、直売施設としてのそのあり方というようなことで、村のかかわりというようなことでございますが、村も、これは何年もですが、農家の皆さんにビニールハウスの助成金を出しながら、生産意欲を持っていただいて、その直売施設、道の駅にもものを提供し

ていただくというようにお話を前から進めております。

また、JA夢みなみの組合長さんにも聞いた話なんですが、この生産者、確かに高齢化をしてきて、どこの直売施設も生産者が減ってきていると。この取り組みをしっかりとしないと、新鮮でいいものが提供できなくなってしまうと。

これはどこも、この天栄の道の駅に限ったものでもないんですが、当然、先日も取締役会の中に出た中で、その販売促進、あと生産者の意欲を持たせるために、今までですと、月末締め25日支払い、サイトが長かったんですが、これを月2回の支払いにできるように努めていきますよと、生産意欲を持ってもらうような取り組みを進めますというような話もしていただきましたので、そういった幾ら株式会社になったからそれができないという部分じゃなくて、かえって逆に、支払いサイトが短くなれば生産意欲も沸きますので、よりいいものが出るといようなシステムづくりと、あとはまた新たに定年になられた方に、農地等々はございますので、そういった方に作物をつくっていただいて、提供していただくという取り組みを進めていくというふうな話もしていますので、それも含めて村としてできる対応はして参りますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） その点はよくわかりました。

ちなみに、ビニールハウスの話があったんですが、村で補助金を出すから、生産物を道の駅に出す方に補助金を出していたんですけども、今現在、何人ぐらいの農家の方が該当してやって、実際何人の方が道の駅に出していますか、つかんでいればお願いしたいんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今ほどのお尋ねでございますが、ちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど対応させていただきますというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、午前中に先輩議員の方が質問した答弁とダブる部分があるんですけども、委託料も払っていますよね、指定管理者料というんですか。それについてもやっぱり減らすというか、そういう計画を持っているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理料につきましては、オートキャンプ場、それからスキー場の管理運営に対し支払

いをしていただいております。

振興公社が株式会社化されたということで、収益の向上になおさら努めていただくというふうな計画も出されておりますので、指定管理料が削減されていくものと期待をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今、整備計画もやっていますけれども、余計な心配なんです、あの土地というのは今から四十数年前に圃場整備をやった田んぼだと思うんですね。そうしますと、25年たっているから適用外かもしれないんですけれども、国庫補助金の適正化法の関係で、協議とかそういうふうなのは必要なかったのか、やって終わったのか、そこらちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

県単事業で整備された地区でございまして、そういった手続を要する期間というのはもう既に経過をしておりますので、その点をご心配はないというふうなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） わかりました、県単事業ですね。

では、次に、2年後にオートキャンプの大会があるんですが、それで心配しているのは、オートキャンプ場のほうのリニューアル化について、臨時的にこしはトイレを直すとか、来年はシャワー室を直すとか、あとキャンプサイトを直すとか、そういうふうな年次計画的なことは持っているのでしょうか、聞いているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

午前中、4番議員のご質問にも村長より答弁申し上げたとおり、使えないものをまず優先して修理をしていくというようなことで本年度は取り組んでいるところでございまして、その後、その必要性等を精査いたしまして、世界大会の開催に向けて計画的に改修に取り組んでいきたいというふうな考えを持っているというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、具体的に、あのキャンプサイトの中をずっと見ていて、これを先に優先的に直さなくちゃならないんだというのは、実際は組んでいないということ、理解していいんですか。どうなんでしょうか。ここを優先的にとかという、つかんでいる

んですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

これまた、午前中の4番議員のご質問にもお答えしましたとおり、トイレのウォシュレット化ですとか、そういったさまざまな改修の要望が振興公社のほうからも上がってきておりますので、まずはそういった現状を確認し、必要性を判断しながら計画的に改修をしていくこととしておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうすると、具体的なアイデアはないということで理解していいんですね。わかりました。

では、最後にですが、振興公社が株式会社に変わります。ですけれども、今までどおりの関係で村はかかわっているということなんで、これはお願いの部分になるんですけれども、できるだけ村内の産品というんですか、農産物含めて酒やお菓子類らがありますから、そういうのを積極的に中で販売できるように、そういうふうにしていただきたいと思うんですが、そういう点は十分、村長、考えているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、村の道の駅、直売施設でございますので、地元のもは当然優先して販売の促進に努めて参っております。そしてまた、今度もリニューアルする中では、その売り場面積も、先ほど4番議員にも話をしたように、その面積もふやしながら努めて参りたいというふうなことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、最後に、お願いも含めて終わりますが、もう少し社員の教育、それを徹底的に指導するように会社のほうにお願いするようにして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時14分）

6 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年6月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月8日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成28年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について
日程第 2 報告第 2号 平成28年度天栄村事故繰越しの報告について
日程第 3 議案第 1号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 4 議案第 2号 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第 8 議案第 6号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第 9 議案第 7号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について
日程第10 議案第 8号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第11 陳情審査報告
日程第12 閉会中の常任委員会継続審査申出について
日程第13 発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	森茂君
教育長	増子清一君	参事兼 総務課長	清浄精司君
企画政策 課長	北畠さつき君	税務課長	黒澤伸一君
住民福祉 課長	熊田典子君	参事兼 産業課長	揚妻浩之君
建設課長	内山晴路君	会計 管理者	森廣志君
湯支所 本長	星裕治君	天保 育所長	兼子弘幸君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯 学習課長	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事 事務局長	伊藤栄一	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） ご苦労さまです。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。
これより本会議を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、報告第1号 平成28年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 1ページをお開き願います。

報告第1号 平成28年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成28年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり平成29年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

平成28年度天栄村繰越明許費繰越計算書、一般会計、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳の順にご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、イントラネット光ファイバ移設事業157万4,000円、繰越額同額でございます。その他で157万3,000円、一般財源1,000円。

地方創生事業3,418万8,000円、繰越額同額でございます。国庫支出金1,415万9,000円、地方債1,410万円、一般財源592万9,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業46万7,000円、繰越額同額でございます。

す。国庫支出金46万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、仮称湯本デイサービスセンター整備事業4,410万3,000円、繰越額同額でございます。国庫支出金850万円、その他2,229万円、一般財源1,331万3,000円。

天栄ホーム整備事業1億円、繰越額同額でございます。その他1億円。

4款衛生費、1項保健衛生費、放射能除染事業7,650万円、繰越額ゼロ。こちらにつきましては、年度内に完了しておるため、繰り越ししなかったことからゼロとなっております。

6款農林水産業費、1項農業費、道の駅「羽鳥湖高原」整備事業2,748万9,000円、繰越額同額でございます。地方債2,130万円、一般財源618万9,000円。

道の駅「季の里天栄」整備事業3,096万3,000円、2,254万7,000円。一般財源2,254万7,000円。

農業基盤整備促進事業3,506万円、繰越額同額でございます。国庫支出金2,563万6,000円、一般財源942万4,000円。

2項林業費、ふくしま森林再生事業3億4,302万8,000円、3億2,356万2,000円。県支出金2億8,828万7,000円、一般財源3,527万5,000円。

合計6億9,337万2,000円、5億8,899万円、国庫支出金4,876万2,000円、県支出金2億8,828万7,000円、地方債3,540万円、その他1億2,386万3,000円、一般財源9,267万8,000円。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は承認されました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、報告第2号 平成28年度天栄村事故繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 3ページをお願いいたします。

報告第2号 平成28年度天栄村事故繰越しの報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書きの規定により、平成28年度天栄村一般会計歳出予算の経費を別紙のとおり平成29年度へ事故繰越ししたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

平成28年度天栄村事故繰越し繰越し計算書、一般会計、款、項、事業名、支出負担行為額、支出未済額、翌年度繰越額、左の財源内訳の順にご説明を申し上げます。

6款農林水産業費、2項林業費、湯本スキー場運営事業84万2,400円、支出未済額同額でございます。翌年度繰越額も同額でございます。一般財源84万2,400円。こちらにつきましては、圧雪車の搬出委託料でございますが、3月に予定しておりました。しかし、この大雪により工期内に完成しなかったため、事故繰越しを行ったものでございます。この搬出につきましては、5月1日に完了しております。

合計同額でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。
よって、本案は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第1号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、2番、円谷要君の退席を求めます。

〔2番 円谷 要君退席〕

- 議長（廣瀬和吉君） 議案を事務局長に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

- 参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 議案第1号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第8条の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字牧之内字児渡60番地。

氏 名 伊 藤 義 則。

生年月日 昭和26年9月3日生。

住 所 天栄村大字上松本字作田西54番地。

氏 名 磯 部 伊 弘。

生年月日 昭和32年6月10日生。

住 所 天栄村大字大里字寺ノ内78番地。

氏 名 小 沼 孝 雄。

生年月日 昭和33年11月27日生。

住 所 天栄村大字大里字桑名邸70番地。

氏 名 大 野 義 明。

生年月日 昭和26年1月24日生。

住 所 天栄村大字白子字西ノ内22番地4。

氏 名 石 井 一 美。

生年月日 昭和28年7月19日生。

住 所 天栄村大字飯豊字新田前37番地口号。

氏名 小針久司。
生年月日 昭和29年6月25日生。
住所 天栄村大字高林字東5番地5。
氏名 円谷要。
生年月日 昭和29年6月8日生。
住所 天栄村大字柿之内字沖内10番地。
氏名 内山正勝。
生年月日 昭和24年11月11日生。
住所 天栄村大字湯本字居平43番地。
氏名 星重保。
生年月日 昭和27年1月29日生。

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農業委員会の委員につきましては、現委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、新たな委員を選任することについて、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご提案申し上げた方々は、いずれも農業に関する知見を有し、農業委員会の所管業務を適切かつ公正に行っていただける方々であり、農業委員会の委員として適任であります。

なお、9名のうち5名が新任、4名が再任となるものであります。

また、それぞれの略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

2番、円谷要君の復席を求めます。

〔2番 円谷 要君復席〕

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第2号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 8ページをお願いいたします。

議案第2号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和44年天栄村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

第1号 株式会社 天栄村振興公社。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

議案説明資料の10ページ、議案第2号説明資料をご覧ください。

財団法人天栄村振興公社を株式会社天栄村振興公社に改めるものでございます。

ここで、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例では、地方公務員法第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果、その他必要な事項を規定しております。

今回改正する第2項では、職員を派遣することができる法人を規定しております。条例で定める法人で、天栄村振興公社が財団法人から株式会社になったために、所要の改正を行うものであります。

ここで、地方公務員法第29条第2項でございますが、ここで村の職員を法人のほうに派遣できるということでございますが、在職期間中に生じた事由を理由として懲戒処分を行うことができる旨が規定されております。ですから、村の職員から法人に派遣され、また村に戻った場合、最初の村の職員であったときに生じた事由によって、戻ってから懲戒処分できるというふうな旨が規定されております。

ここでは、振興公社についての名称の改正を行っております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 議案書の10ページをご覧ください。

議案第3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。
第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、国保税の算定に係る軽減判定所得額の見直しが行われたことに伴う条例の改正を行うものであります。

改正点につきましては、お手元の資料11ページ、天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

天栄村国民健康保険税条例第23条第2号から第3号までは、一定の所得額以下の世帯の均等割額の減額の軽減判定額が書いてございます。国保税は、被保険者等の所得により算定される応能割と、加入人数や加入世帯に均等に課せられる応益割がございしますが、国保税の負担能力が特に不足している世帯を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の世帯均等割額と加入者平等割額が所得に応じて原則7割、5割、2割の軽減措置が講じられております。

今回の改正においては、5割、2割の軽減基準の軽減判定所得について、5割軽減世帯が26万5,000円から27万円へ、2割軽減世帯が48万円から49万円にそれぞれ拡充されたものでございます。具体的に申し上げます、拡充されたことにより、国保の被保険者世帯、現在の世帯のうち、均等割額5割軽減世帯が2世帯増、2割軽減世帯が6世帯の増となります。これらの改正については、消費者物価の伸び等を考慮し見直されるものでございます。

説明につきましては以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例（平成17年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条中「別表1・別表2」を「別表1に定める額の範囲内において規則で定める使用料又は別表2」に改める。

第12条第1項中「第7条に定める額を限定として」を「別表1については同表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額の範囲内において、別表2については同表に定める額を上限として」に改める。

別表1を次のように改める。

種別、単位、使用料、上限額、下限額。

AC電源付きサイト、1区画、1泊2日、6,000円、4,000円。1区画、1日、4,000円、3,000円。

ノーマルサイト、1区画、1泊2日、5,000円、3,000円。1区画、1日、3,000円、2,000円。

シャワールーム、1回、1人、300円、100円。

ランドリー、1回、1人、300円、100円。

浴室、1回、1人、500円、300円。

バンガロー、8畳、1棟、1泊2日、8,000円、6,000円。15畳、1棟、1泊2日、1万円、8,000円。

貸自転車、大人用、1回、700円、500円。子供用、1回、500円、300円。

コテージ、1棟、1泊2日、2万5,000円、1万5,000円。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 この条例による改正後の第7条及び第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料について適用し、同日前の使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、シーズンを通して同一の金額となっているオートキャンプ場の使用料につきまして、指定管理者がその時季に応じた複数の料金を設定し、収入の増加を図ることができるように、使用料に関する規定を改正するとともに、平成23年から中止となっている手こぎボートの貸し出しを、オートキャンプ場の事業から削除するものでございます。

議案説明資料により、内容をご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

第3条は、第4号に掲げる「手こぎボートの貸付」を削除する改正でございます。

第7条及び第12条は、別表1の改正に伴う改正でございます。第7条は、キャンプ場の運営を村が直接実施する場合における使用料の規定で、別表1に定める上限額と下限額の範囲内において規則で定めることに、第12条は、指定管理者による運営の場合の利用料の規定であり、別表1に定める上限額と下限額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額の範囲内で定めることに改め、これによりまして、時季に応じた複数の料金設定をできることとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表第1でございますが、種別の名称をモーターホーム（キャンピングカー）、これをA

Ｃ電源付きサイトに、普通車、これをノーマルサイトというわかりやすい名称に改め、使用料につきましては、同一の額を上限額と下限額に定める内容に改めるとともに、貸しポートに関する規定を削除しているものでございます。

議案書14ページにお戻りを願います。

附則でございますが、第1項は施行期日の規定で、本年7月1日からの施行とするものでございます。

第2項は適用区分の規定でございますが、改正後の料金は7月1日以降の許可の分から適用し、6月30日までの許可分については、改正前の料金とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） バンガロー上限と書かれていますよね。バンガロー、今、使用できないのに、これから整備して使用するという考えなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

バンガローにつきましては、現在、老朽化が激しいということで、指定管理者のほうで利用の申し込みを受けていないという状況ではございますが、施設そのものは取り壊したものではありませんので、規定としては、このまま残しておくというものでございまして、今後の使用につきましては、これからの改修の計画等を策定をしながら進めて参りたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） バンガローは整備して、もう一度貸し出す可能性があるということですよ。私が言いたいのは、これ使えもしないやつ、貸しポートだのモーターホームだの普通車と同じく削除するべきだと思ったんですけども、では、その可能性が残って、整備して使えるようにするから残すということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そういう前提で残しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あと、浴室、これ浴室の使用料が500円、300円って何が違うんですか、これ。俺見たところ、1つしかないんですけども、夏でも冬でも同じだと思うんですけども、

ども、これ下限つくる必要ないんでないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

浴室、それからシャワー等につきましては、水自体は湧水でして、水道料という原価はかかってはおりませんが、温水にするための燃料費、こちらは費用としてかかって参ります。今後の動向におきましては、そういった費用が高騰する可能性もあるということを踏まえながら、同じく上限と下限を規定させていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） では、灯油なんかが高くなったとき500円にして、安く入れれば300円ということですか。そういう意味でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 燃料費の動向で毎回変わるということではなくて、高騰を踏まえた上で、指定管理者が料金の改定ができるようにするため幅を持たせていくということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それは了解しました。

あと、この貸しボートを削除をしたということは、もう使用する人もいない、これやめるということですね。このボートはどういうふうにするつもりなんですか、この貸しボートは。貸しボートは、今どこに収納しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

まず、貸しボートの収納先でございますが、旧羽鳥小学校に保管をしております。

今後につきましては、今までの実績を見ますと、再開したとしても、恐らく使用する回数といいますか利用者はそんなに多くは望めないということから、今回、貸し事業をオートキャンプ場の事業から削除をするということで、今後は、このボートについてはやらないというように考えております。

そのボートにつきましては、今年度まで整備をした際の起債の償還が残っておりまして、まだ処分ができないというような状況でございますので、今年度中に処分方法については検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これいつ買って、何年ぐらい経っていて、今、使用すればできるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

購入は平成19年度でございます。

今の状態ですが、購入から9年経過しておりまして、状態としては、そんなにいい状態ではないというふうな状態でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

あと、現行でキャンピングカーだの普通車、これって載っているんですけども、これ現在はどうなっているんですか。キャンピングカーと普通車と。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

改正前のモーターホーム（キャンピングカー）、それから普通車という名称でございますが、これそれぞれ、キャンピングカーで使えるサイト、それから普通車でも使えるサイトというような区分けの名称でございました。議員おっしゃるように非常にわかりづらいということから、わかりやすいAC電源付きのサイト、それからノーマルサイトという名称に今回改めさせていただくものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） では、みんな了解しました。これすばらしいキャンプ場なんで、一生懸命、行政側も応援してやってください。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、小型動力ポンプ付積載車1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、799万2,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額59万2,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地。氏名、和田自動車株式会社、代表取締役、和田純一。

議案説明資料のほうをご覧くださいと思います。

14ページでございます。

14ページが、購入仮契約書でございます。平成29年5月26日付で、和田自動車株式会社と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

備品購入の入札経過書でございます。平成29年5月26日、入札を実施いたしました。その経過書でございます。

16ページをご覧ください。

入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

17ページでございますが、今回購入する小型動力ポンプ付積載車の概要でございます。

1、購入物品、小型動力ポンプ付積載車、1台。シャーシ、トヨタダイナ。小型動力ポンプ、トーハツ株式会社製可搬消防ポンプ。附属品は記載のとおりでございます。

2、納入場所、天栄村大字牧之内字滝田東地内（2分団第3班消防屯所）。こちらは、西郷地区となっております。

3、納入期限、平成29年12月25日。

4、購入金額、税込み799万2,000円。

2分団第3班の小型動力ポンプ付積載車につきましては、購入が平成8年3月25日でございます。購入後22年目となり、経年劣化も著しくなっておりますので、今回、更新を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第6号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第6号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を湯本デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、湯本デイサービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人岩瀬福祉会、理事長、正木正秋。
- 3、指定の期間、平成29年7月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由の説明を申し上げます。

新規開設予定の湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

既存の天栄村デイサービスセンターにおきましては、指定管理者制度が導入されてから現在まで、社会福祉法人岩瀬福祉会が指定管理者として適切な施設管理の運営に当たっているところでございます。

湯本デイサービスセンターにおきましては、デイサービスセンターの管理、運営はもとより、湯本地区の高齢者の介護予防、生活支援拠点の場としても利用していただくことも目的としております。こうしたことから、専門性、技術力、人材等も踏まえ、社会福祉法人岩瀬福祉会を湯本デイサービスセンターの指定管理者として指定したく上程するものでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この指定管理者の選定に当たっては、いわゆる公募で何社かに見積もってもらって、その中から選定するというふうなことになるんじゃないかと思うんですが、ほかには、いわゆるこの岩瀬福祉会以外にはいわゆる応募をする業者がいなかったのか、また、最初から応募していないのか、どちらなのでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

湯本デイサービスセンターの指定管理者につきましては、公募はしておらず、1社で指定いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これはどうなのでしょう。この指定管理制度というのが、いわゆる公募するように定められているのではないのでしょうか。最初から、こういうふうを決め

ていってもいいというふうな規定になっているのでしょうか。私ちょっと知らないので、教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

公募するかどうかにつきましては、条例で定めるといふふうなことでございます。

この今回のデイサービスセンターにつきましては、公募するといふふうなことにはしておりませんので、公募しないで指定したということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何か特別な、そういった理由があるのでしょうか。一般からすると公募して、安く管理、例えば管理料を安くおさめられるような形を選ぶというのが通常の選び方ではないかと思うんですが、最初から出来レースでこういうふうに決めていくというのは、何か特別な理由があるのか教えてください。

それから、もう一つ。ここに480万の指定管理料が、この事業補正で出てくると思うんですが、この480万の算定基準、金額の、指定管理料の算定基準というのは、どういうことでこの480万が出てくるのか、その辺も教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 2時20分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 大変時間をとっていただきまして、ありがとうございました。

それでは、この岩瀬福祉会の件につきましては、公募するかどうかについては、この条例では定めがございません。

今回、その岩瀬福祉会にしたということにつきましては、お互い村内の中で、当然同じ業種なものですから、当然連携もとらなくちゃならないということから、岩瀬福祉会に指定したということでございます。

なお、料金等については、担当課長のほうから説明いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

29年度につきましては、年度途中ということもありまして、実際の今、デイサービスを利用されている方の実績に基づいて、利用人数とかの積算しております。30年、31年につきましては、ある程度利用者を見込んで、多く見込んでいって、あとはほかの介護事業についても委託という形をとらせていただきたく、年々減少するような見込みでとの積算はしております。

今年度については480万ということで、ほとんどが人件費ということになっております。30年度につきましては、若干減りまして440万、31年度につきましては380万というように、年々少しずつ減らす方向で考えておりますが、あくまでも利用者人数によりまして、介護報酬が入ってこないとちょっと成り立っていきませんので、その辺につきましては、最終年度について、ある程度の増減がもしかすると出てくるかもしれないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今の、条例には特別の定めがないから事業者を指定してやったということですが、その理由は要するに、こちらのデイサービスがあるから、いろんな意味で関連性があるって便利だったからそのようにしたというふうに聞きましたが、それでよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答えを申し上げます。

便利といいますか、当然、天栄ホームも岩瀬福祉会、それからこのデイサービスも岩瀬福祉会というふうなことで、そういったことで、信頼できる業者でもありますし、今、湯本の方々もこちらのデイサービスに通っているというふうなことから、当然、関連性というのは当然出てくると思います。そういったことから、慣れている業種さんだろうというふうなことから岩瀬福祉会を選定したということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 指定管理者を条例で定める定めないか別にしまして、通常、いわゆる住民の目線で考えれば、やはりどの事業者が一番サービスがよくて安く上がるか、これは通常、民間、誰でも考えることだと思いますね。そういうこと抜きにして、普通、我々考えると、恐らくほかでも民間でもいっぱい、この村内でもデイサービスやっている事業者がいます、小規模でね。そういった事業者でも、特別サービスが悪いとか、天栄ホームじゃなくてこっちのほうがいいんだという人も、実は私、数名知っています、ここ通っている今坂ですか。ですから、やはり公平に、そういった私は機会を与えるべきだし、一方的なことで1事業者

だけを指定するというのは、公平じゃないんじゃないかなというふうに思いますけれどもね。

やはり、介護費用が毎年のように上がっていますね、介護保険料。こういったこと含めて、いわゆるこういった予算の縮減というんですか、経費の縮減をやっぱり我々一人一人が図ることを考えていかないといけないんじゃないかと思うんですが、村長どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

議員がやっぱりおっしゃられるように、この経費の削減というのは、私もこれは重々、これは村政運営する中で必要だと、これは当然認識もしておりますし、競争の原理を働かせれば、当然、その契約等々についても価格がやっぱり下がるというふうなことでありますが、ただ、今回のこのデイサービスに関しましては、なかなか介護士、あとはヘルパー、人手がなかなか集まらないというふうな状況も、私もいろいろ聞いておりました。湯本に開設するに当たって、私も知り合い等々を通じながら、そういう中で確認をしたところ、なかなか人員の確保がやっぱりできないというふうな部分と、同じ村民の中で住民サービスをする中で、同じやっぱりサービスをしていきたい。

今、あと議員がおっしゃったように、違う小規模のデイサービスの中では、大分そのサービスもいいですよという話、初めて私もそういう話も聞きましたので、今後は住民サービスの低下にならないような、向上できるような部分であれば、そういったことも視野に入れながら進めていく方法も一案かなというふうなことで、今後は、そういったことも含めて検討して参りたいと考えておりますので、今回は、この同じサービスを提供するというふうな中で、人の確保もしなければならぬということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今回の件については了解しました。

あと、いわゆるデイサービスの利用者の数、どのぐらい初年度見込んで、2年目からどのぐらい見込んでというふうな大まかな数字はつかんでおられるということでしょうか。わかったら教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今回の委託料の積算に当たりましては、まず当初につきましては5名、五、六人程度の、毎日利用者が五、六人いた場合ということで積算しております。翌年度には七、八人、その次には九、十人ぐらいの考えで積算はしております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 了解しました。

いずれにしても、全くこの初歩的な私のこんな質問でちょっとばたばたするなんていうのも、ちょっとおかしいんじゃないですか、本当に。もうちょっと担当課はやっぱりちゃんと答弁できるように、最近ちょっとおかしいんじゃないかと思っているんですよ、我々自体も、その辺。非常にやっぱり答弁者が不勉強、我々にすると勉強していないという、一言で言うとそういう部分が見えます。ひとつ、その辺よろしくお願いします。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第7号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 17ページをお願いいたします。

議案第7号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,046万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,096万6,000円とする。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

20ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正。

(追加)

事項、湯本デイサービスセンター管理業務委託、期間、平成30年度から平成31年度まで、限度額、820万円。

ただいま議案第6号でご議決をいただきました指定管理者の指定期間が、平成29年度から31年度までの3年間であるため、30年度、31年度の2年間の管理委託料相当額について債務負担行為を行うものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2,500万円、震災復興特別交付税の増でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額39万7,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額2,500万円、福島再生加速化交付金でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額45万9,000円、地域包括ケアシステム構築推進事業補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額213万8,000円、農業経営体育成支援事業補助金でございます。

7目教育費県補助金、補正額200万円、福島県省エネ意識向上プロジェクト補助金でございます。

3項委託金、4目教育費委託金、補正額447万2,000円、地域学校協働活動事業委託金でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額6,100万円、財政調整基金からの繰り入れでございます。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ、これにつきましては、防犯灯LED化のための経費でございますが、工事請負費から19節負担金、補助及び交付金への組み替えでございます。村で実施しております地域活力交付金、行政区協働の里づくり交付金と同様、村と行政区とが一体となって、防犯灯のLED化にも取り組んで参りたいと

いうふうなことで、行政区のほうに助成金という形で、10分の10でございまして補助をするような形で進めて参りたいと考えております。

6目企画費、補正額374万8,000円、こちらは社会保障・税番号制度システム導入に伴います連携のための総合運用テストの費用でございまして。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額731万3,000円、8節、9節、11節につきましては、地域包括ケアシステム構築推進事業の補助金を受けて、研修や事業者向けの説明会を実施するものでございまして。

13節委託料につきましては、ただいま議案第6号でご審議いただきました湯本デイサービスセンターの指定管理の委託料でございまして。

15節工事請負費につきましては、天栄ホーム駐車場等の舗装工事請負費、現在の現場事務所取り壊し後に駐車場の舗装を行うためのものでございまして。

6款農林水産業費、1項農業費、9目地域農政特別対策推進活動費、補正額356万4,000円、こちらにつきましては、経営体の機械購入に対する助成を行うものでございまして。

2項林業費、1目林業総務費、補正額3,200万円、湯本スキー場の圧雪車購入でございまして。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額5,000万円、こちらにつきましては、本庁管内の側溝堆積物除去工事でございまして。

2目道路新設改良費、補正額1,700万円、13節委託料で200万円の減、15節工事請負費で1,900万円の増でございまして、社会資本整備総合交付金事業で交付金の内示がございました。その内示に伴いまして、事業費の見直しを行ったものでございまして。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額216万5,000円、15節工事請負費200万円でございますが、これは県の補助を受けまして、広戸小、大里小の照明器具のLED化をするための改修でございまして。10分の10の補助となっております。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額447万2,000円、こちらは県の委託事業でございまして、地域学校協働活動事業を実施するためのものでございまして。内容といたしましては、家庭での教育力低下や学校の教育現場の多忙化に対応するため、地域の人材を活用し、子供たちの育成と地域コミュニティの再生を図るための事業で、10分の10の補助でございまして。

2目生涯学習費、補正額38万1,000円、次のページをお願いいたします。英語教育推進事業ということで、中学校、大学の学生を講師としてお願いして、その移動手段を新幹線からバスに変更することに伴う組み替えと増額でございまして。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額17万7,000円の減でございまして。

以上でございまして。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この中で、スキー場の圧雪車の予算がありますけれども、よくわからないというか聞きたいんですけれども、議案第5号でポンプ車、約800万の財産の取得に関する議決が出ていて、圧雪車3,200万のほうがこの一般会計のほうの補正予算で出ている。これは財産取得との議決の仕方が違うというのはどういうふうなことなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

小型動力ポンプ付積載車については、当初で予算化しており、今回、入札を行いまして、契約の相手方が決まりましたので、購入に当たりましては議会の議決をお願いしたところでございます。

今回の圧雪車につきましては、今回、補正予算をとらせていただければ、実際購入はこの先になりますので、購入の段階で議決をいただくような形になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、購入の段階ということなんですけれども、まだ2日前の服部議員の一般質問の中では、購入車について具体的な説明がまだされていなかったんですけれども、これについては、今のこの段階ではまだわかっていないということなんでしょうか。ある程度、何か早目に予約しないといけないから今回出したということなんですけれども、ある程度わかっていたら、その資料を提出していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

2日前の一般質問でもお答えを申し上げましたが、具体的な内容につきましては、まだ事業者からの提案ではございませんが、輸送費も含めた経費の金額を出していただいている状況でございまして、ご承認をいただいた後に、詳細を事業者のほうに確認の上、現物ももちろん確認をいたしまして、契約に向けた手続を進めて参りたいと思っておりますので、今の段階でご提出できる資料というものは特段持ち合わせていないというふうなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 圧雪車というものの価格が非常にわからないので、3,200万という大変高額なものであるということ、何か例えば新車で買えば幾らぐらいで、何年落ちでこの値段になったとかという、そういうある程度の説明がないと、はい、いいですよ3,200万計上し

てというわけにもなかなかいきづらいうように私は思うんですよ。その点の、例えば新車価格で幾らぐらいで、外国のどこのメーカーで、そういうことまでもわからないですか、どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

機種が同じかどうかということは、まだ確認はとれておりませんが、今回のリースでお借りをした圧雪車につきましては、メーカーはピステンブーリーというメーカーでございますが、新車で購入すると税抜き本体価格が4,000万だったと思います。新車の購入すると4,000万です。そこから今回ご提示いただいたのは、輸送費も含めて3,200万ということですので、そこから何年落ちという、そこまではちょっと把握はしておりませんが、仮にそういった今回のお借りをしたような物件を新車で買った場合は、4,000万円程度の金額はするということでございます。消費税はプラスになります。本体だけで税抜き4,000万でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） 6 款農林水産業費、1 項農業費の中で、農業経営体育成支援事業補助金ということで、機械を購入する補助だというんですが、ちょっと具体的にわかりやすく説明をお願いしたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

認定農業者の方が購入する機械に対する助成でございまして、機械の種類はコンバインでございます。

事業費で総額が712万8,000円ございまして、県の補助が213万8,000円、30%です。村の補助が142万6,000円で20%、今回の補正額356万4,000円となります。持ち越し金は、残り50%の356万4,000円という内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） 一応わかりました。

次に、8 款土木費の中で、2 項道路橋りょう費の中なんですが、工事請負費、この中で法面補修工事請負費1,300万、これ具体的に場所はどこになっているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

村道二岐線、こちらのほうの法面の工事というふうなことで予定しております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休議いたします。3時10分まで。

(午後 3時03分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時09分)

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第8号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第8号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,834万9,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 382 万 6,000 円とする。

平成 29 年 6 月 6 日提出、天栄村長、添田勝幸。

29 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 3,833 万 7,000 円の減、こちらは平成 29 年度国民健康保険按分率確定及び所得確定に伴い、現年課税分を減額するものでございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、補正額 1 万 2,000 円の減、理由は 1 目と同様の理由でございます。

歳出、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額 2,129 万 2,000 円の減、一般被保険者数減に伴う療養給付費の減でございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額 300 万円の減、こちらも 1 項と同様の理由でございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、補正額 239 万 9,000 円の減、後期高齢者支援金確定に伴う減でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 23 万 9,000 円の増、こちらは前期高齢者納付金確定に伴う増でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、補正額 712 万 1,000 円の減、こちらも介護納付金確定に伴う減でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金、補正額 167 万円の減、共同事業拠出金確定に伴う減でございます。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 310 万 6,000 円の減、こちらも保険財政共同安定化事業拠出金確定に伴う減でございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において総務常任委員会に付託となっておりました事件1件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年6月8日。天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号2。付託年月日、平成29年5月30日。件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果、採択。委員会の意見、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成30年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保は不可欠であると判断することから、国への意見書の提出が必要であるとする。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより平成29年度受理番号2、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会の委員長の順に申し出願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成29年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。
天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定、並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より申し出のとおり、閉会中継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに

決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成29年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉
殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広
聴活動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成29年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時25分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時27分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君登壇]

○5番（小山克彦君） 発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月8日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成30年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保が行われるよう、国への意見書の提出を求める。

意見書送付先

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

以上で、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これをもって平成29年6月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時30分）

平成 2 9 年 6 月 天栄村 議会 定例会 会議録 目次

第 1 号 (6月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告並びに例月出納検査の結果	4
陳情の受理報告	4
村長行政報告	4
一般質問	1 2
服 部 晃 君	1 2
円 谷 要 君	3 5
北 畠 正 君	4 9
延会の宣告	5 4

第 2 号 (6月8日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
職務のため出席した者の職氏名	5 8
開議の宣告	5 9
議事日程の報告	5 9
報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
陳情審査報告	8 5
閉会中継続審査申出	8 6
日程の追加	8 9
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
閉会の宣告	9 0

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 8月29日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	平成28年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について	6月8日	承認
2号	平成28年度天栄村事故繰越しの報告について	6月8日	承認
議案1号	天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月8日	同意
2号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	原案可決
3号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	原案可決
4号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	原案可決
5号	財産の取得に関し議決を求めることについて	6月8日	原案可決
6号	湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について	6月8日	原案可決
7号	平成29年度天栄村一般会計補正予算について	6月8日	原案可決
8号	平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	6月8日	原案可決
発議1号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	6月8日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	6月8日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H29 2	平成29年 5月18日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書	福島市上浜町 10-38 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田 政志 支部長 伊藤 弥	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H29 2	平成29年 5月30日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択